3. 倫理・コンプライアンスに係る規程等の整備状況に関するNFアンケート調査

3-1. 概要

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「JPSA」という。）に加盟するNFを対象に、倫理・コンプライアンスに関する規程・制度等の整備・実行状況を確認するためのアンケート調査を行った。本調査は、平成29年度の本事業においても実施しており、経年変化を検証するために、アンケートは前回の内容と概ね同じ項目を採用した[7]。

(1) 対象　　：JSPO、JOC、 JPSA加盟団体（145団体）[8]
(2) 調査期間：平成31年3月15日（金）～22日（金）
(3) 回答数・回収率（括弧内は平成29年度の数値）

	回答数	回収率
全体	91/145（107/140）	60.2%（65.3%）
（内訳）		
JSPO/JOC加盟等団体	60/74（65/72）	81.1%（90.3%）
JPSA加盟等団体	31/71（42/68）	43.7%（61.8%）

＊平成29年度調査の概要[9]
(1) 対象　　：日本体育協会（現、JSPO）、JOC、JPSA加盟団体（140団体）
(2) 調査期間：平成30年3月3日（土）～15日（木）
(3) 回答数・回収率：上記参照
*但し、未回答のNFには3月15日以降に個別に連絡し、3月22日（木）まで回答を受け付けた。

7 平成30年度の調査では、平成29年度の調査におけるモニタリング活動に関する設問（5-(1)～(3)）を除外した。それ以外は同じ設問を採用した。
8 準加盟団体を含む。なお、JSPO、JOC、JPSAのいずれにも加盟しているNFについては、JSPO/JOC加盟等団体として集計し、JPSA加盟等団体の集計からは除外した。
9 平成29年度の調査結果は、以下を参照されたい。
平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現況評価の実施」報告書、16～23頁。
http://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/a_menu/sports/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/14/1404839_1.pdf
但し、アンケート調査を締め切り、報告書作成後に提出された回答が3件あったため、本報告書ではそれらを含めて再集計している。

3-2. 結果概要

本事業のNFアンケート回答結果について、平成29年度調査（一部修正）と比較するかたちで分析を行った。なお、検証にあたっては、両調査におけるアンケートの対象が若干異なる点、回収率が大きく異なっている点を考慮する必要がある。各アンケートの回答結果は全て巻末の別添資料に掲載した。本章では比較検討を容易にするため、各設問における回答の割合をグラフ化し、以下に提示する。

① 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況について

倫理・コンプライアンスに関する規程の整備については、JSPO/JOC加盟等団体、JPSA加盟等団体のいずれにおいても、整備が進んでいる状況がうかがえる。

倫理・コンプライアンスに関する規程の内容としては昨年度調査に引き続き、倫理規程が最も多い。

倫理・コンプライアンスに関する規程で規定されている内容については、「ドーピングの禁止」及び「ハラスメントの禁止（暴力、セクハラ等）」がJSPO/JOC加盟等団体、JPSA加盟等団体のいずれにおいても90％を超えている。「試合結果の不正操作の禁止」については、依然として50％に満たない結果であった。

倫理・コンプライアンスに関する規程を「全て公表している」と回答した団体は、JSPO/JOC加盟等団体では約6％減って56.4%であったが、JPSA加盟等団体では20％増加し、41.7%であった。

1-(1) 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備

（JSPO/JOC加盟等団体）

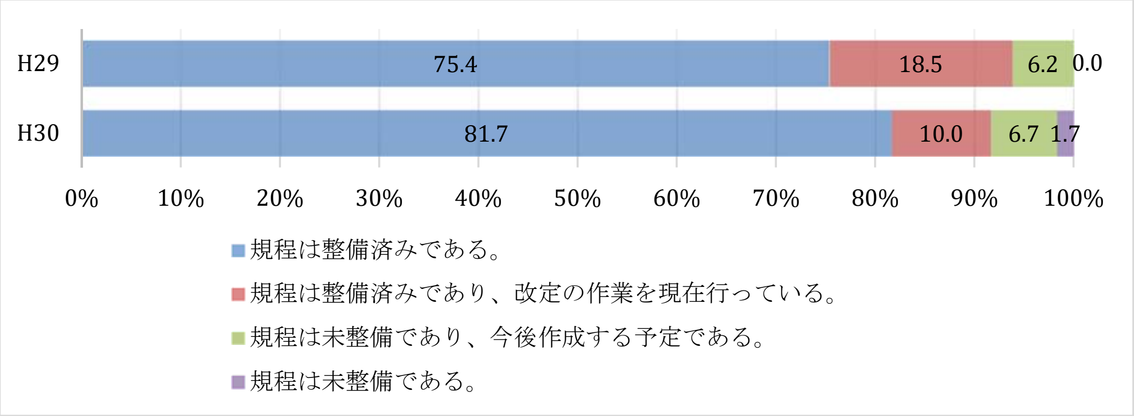

（JPSA加盟等団体）

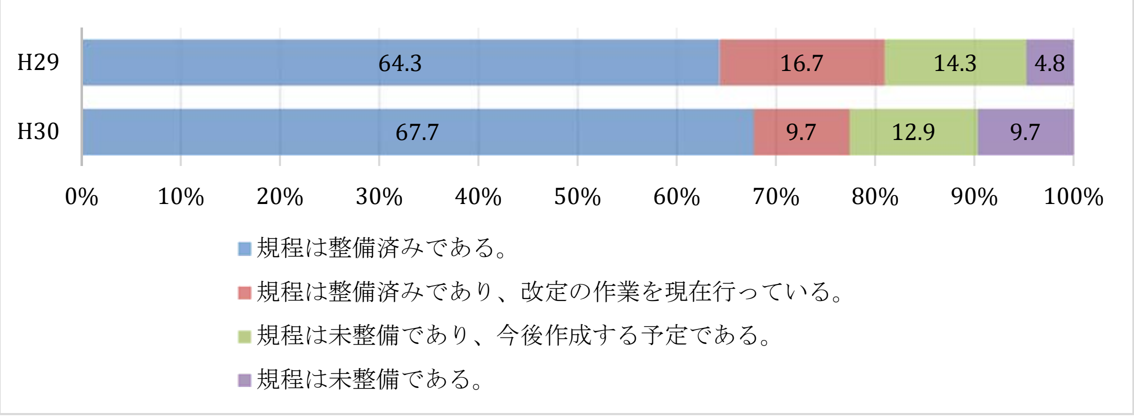

1-(2) 現行の倫理・コンプライアンスに関する規程はどのようなものですか。以下の中に該当すると考えられる規程を回答してください。（複数回答可）
*1-(1)で①又は②と回答した団体のみ。

（JSPO/JOC加盟等団体）

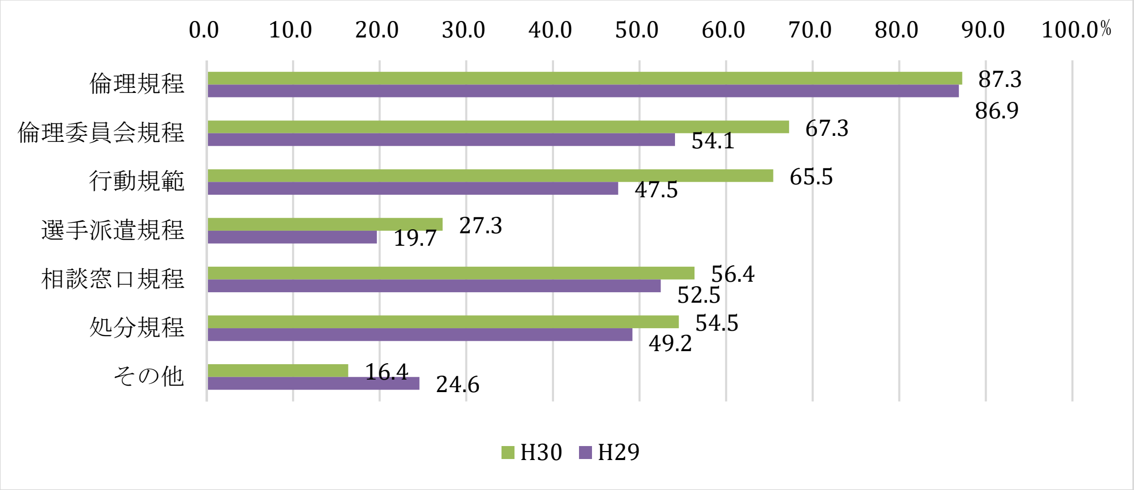

（JPSA加盟等団体）

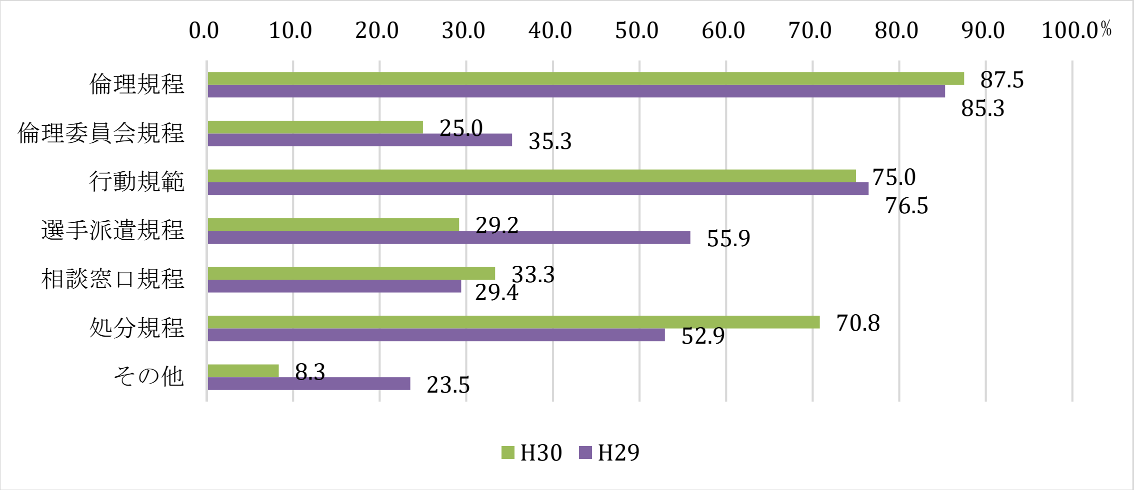

1-(3) 倫理・コンプライアンスに関する規程で以下の事項については規定していますか。（複数回答可）

（JSPO/JOC加盟等団体）

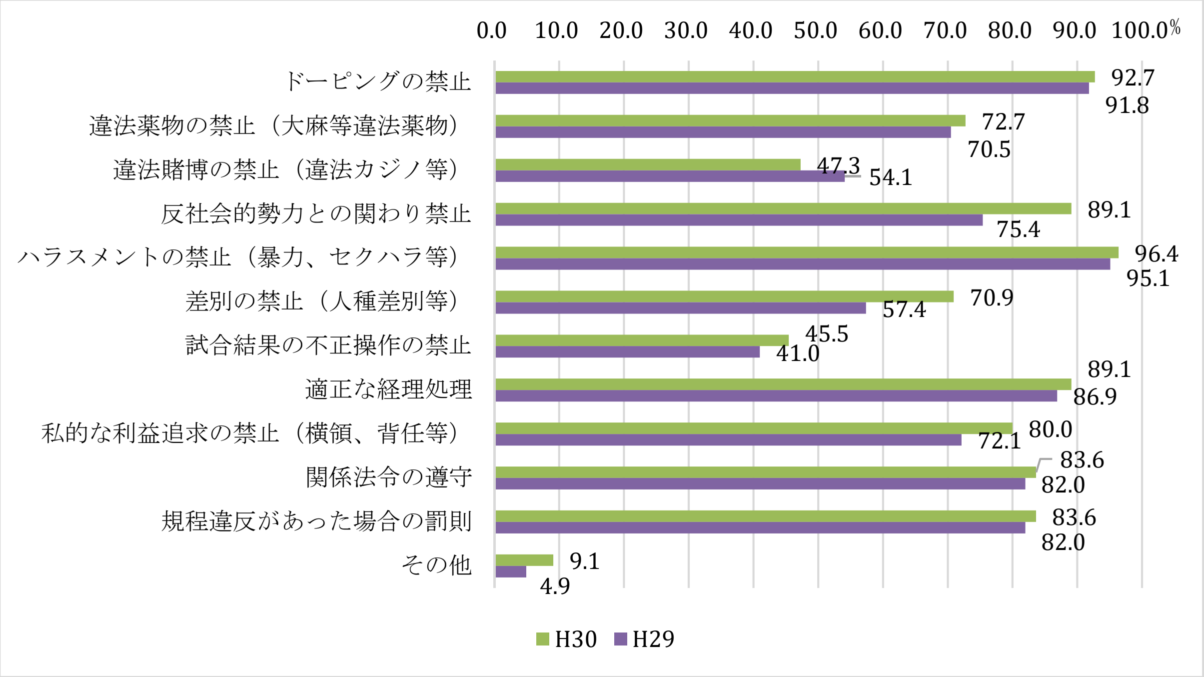

（JPSA加盟等団体）

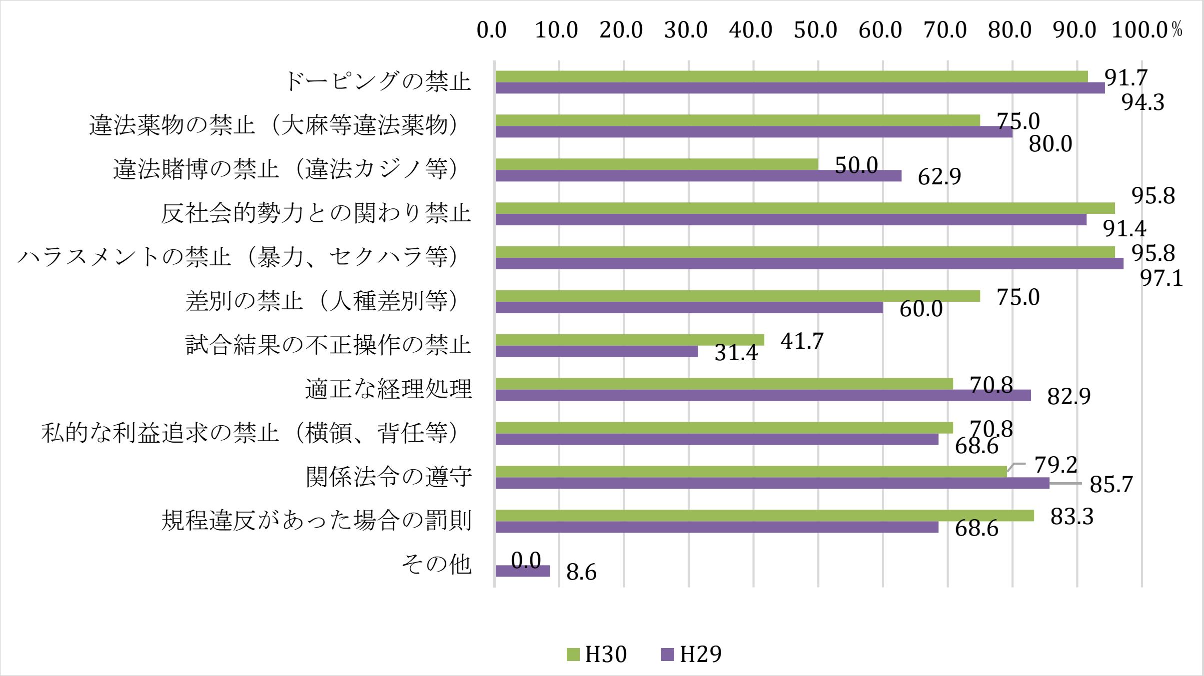

1-(4) 倫理・コンプライアンスに関する規程をホームページで公表していますか。
*1-(1)で①又は②と回答した団体のみ。
(JSPO/JOC加盟等団体)

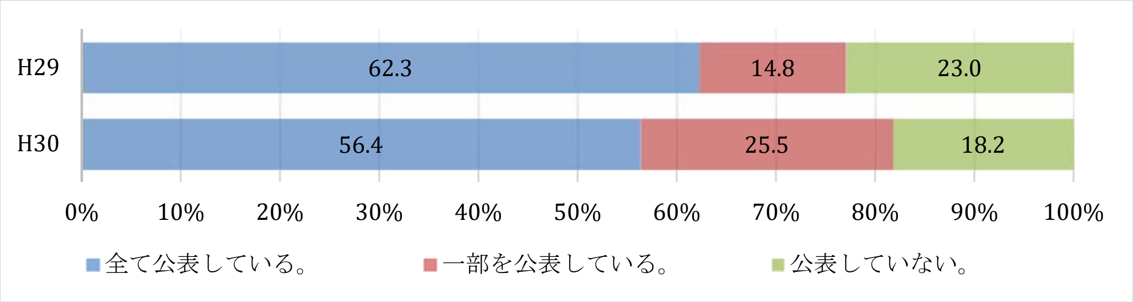

(JPSA加盟等団体)

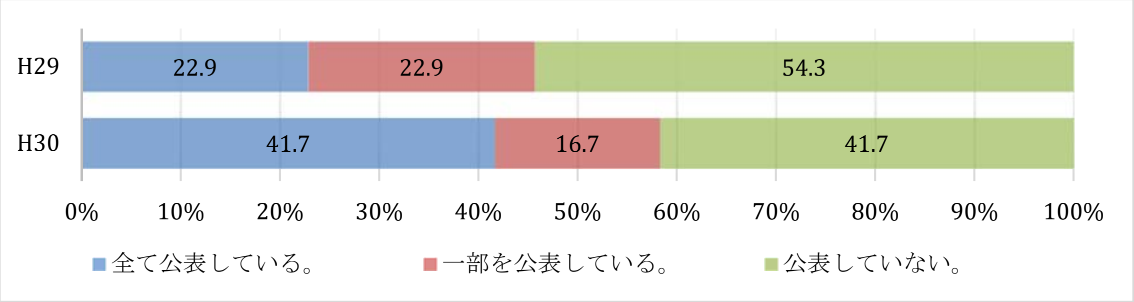

② 倫理委員会の設置について

倫理委員会の設置状況においても、「設置済みである」と回答した団体の割合は増加している。JSPO/JOC加盟等団体では4%増加し、88.3%が設置済みと回答している。JPSA加盟等団体においても、8%増加して48.4%が倫理委員会を設置済みとしている。

倫理委員会のメンバーに外部有識者(弁護士等)を加えることを規程に明記しているかについても、JSPO/JOC加盟等団体では13%増加し、45.3%が「規程に関連の条項がある」と回答しているのに対し、JPSA加盟等団体で関連の条項があると回答した団体は20%程度に留まっている。しかしながら、倫理委員会のメンバーに外部有識者(弁護士等)を「加えている」と回答した団体は、JSPO/JOC加盟等団体、JPSA加盟等団体のいずれにおいても15%近く増加している結果となった。

倫理委員会の所掌事項(職務の内容等)については、「懲戒手続き(調査、聴聞等)の実施」「懲戒の可否及び内容の決定又は勧告」がいずれの団体でも50%以上が該当しているが、「倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃」については、JSPO/JOC加盟等団体では61.8%(H30年度)であるのに対し、JPSA加盟等団体においては76.5%と高い割合を示している。

2-(1) 倫理委員会（倫理・コンプライアンスに関する事項を取り扱う委員会。以下同じ）の設置

（JSPO/JOC加盟等団体）

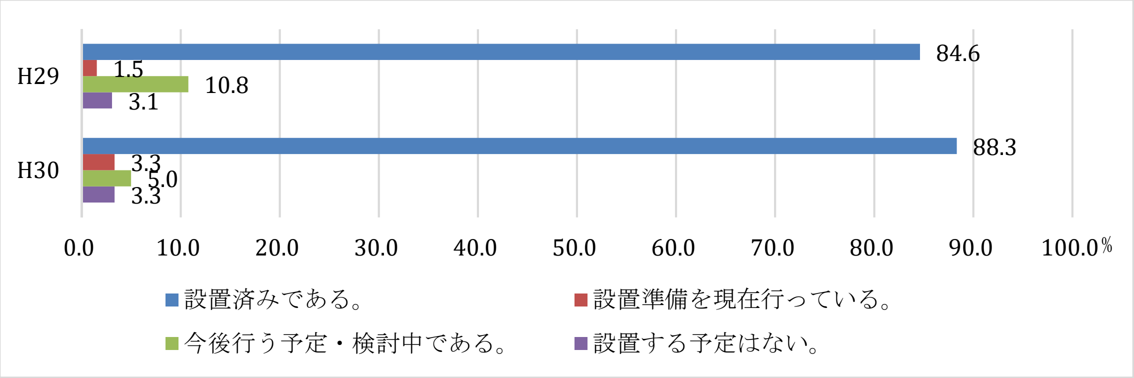

（JPSA加盟等団体）

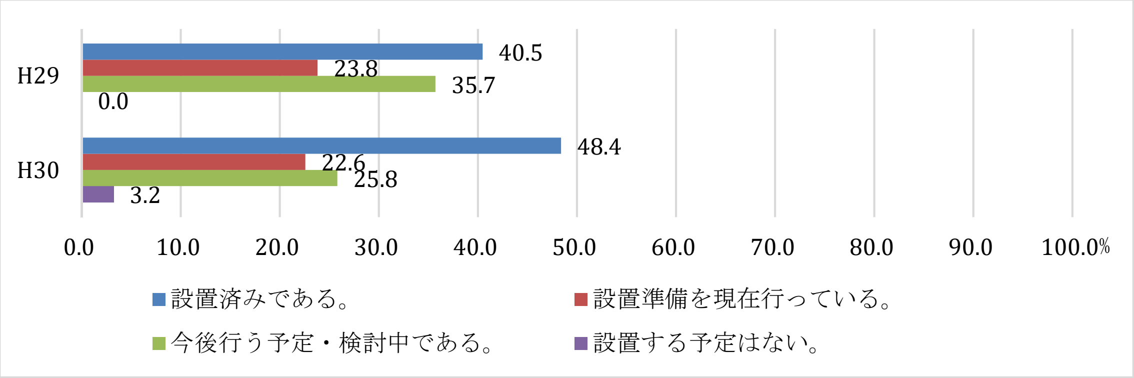

2-(2) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えることを規程に明記していますか。

＊2-(1)で①と回答した団体のみ。

（JSPO/JOC加盟等団体）

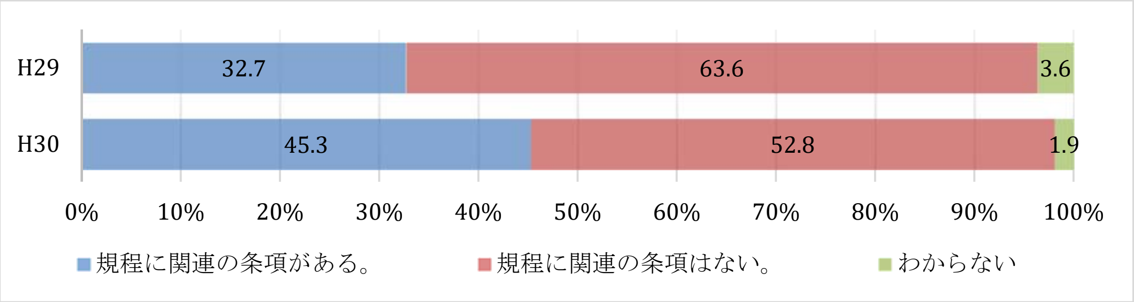

（JPSA加盟等団体）

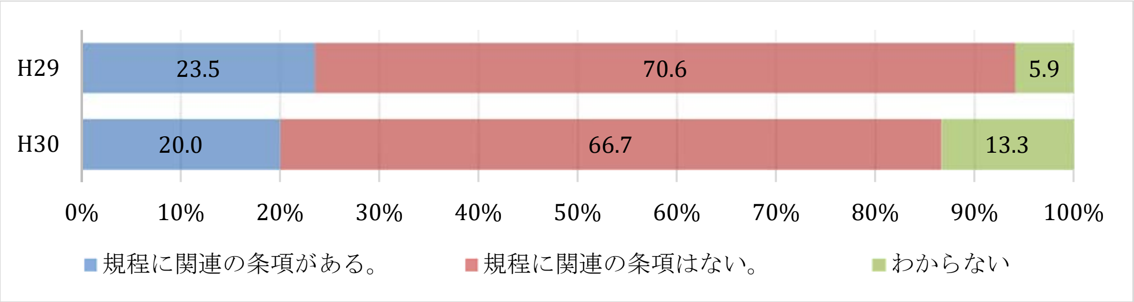

2-(3) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えていますか。
＊2-(1)で①と回答した団体のみ。
（JSPO/JOC加盟等団体）

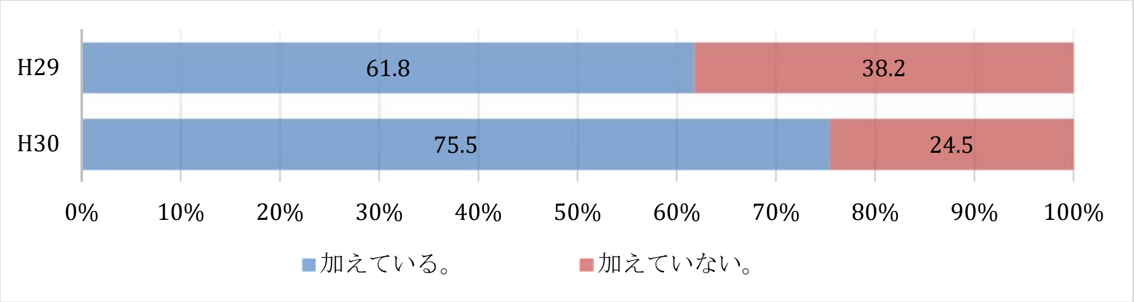

（JPSA加盟等団体）

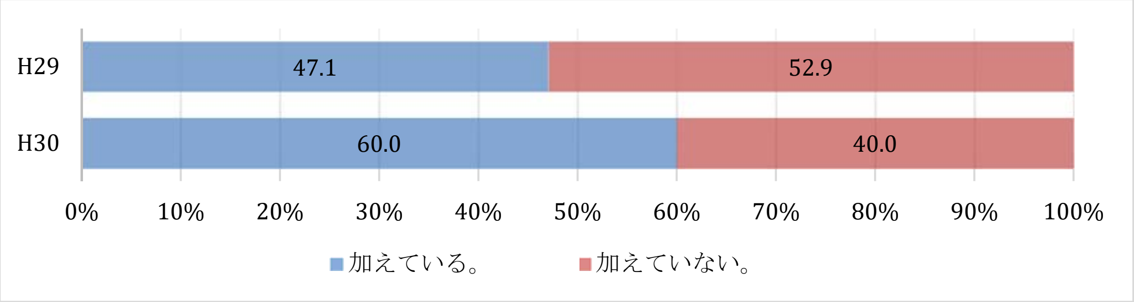

2-(4) 倫理委員会の所掌事項（職務の内容等）はどのようなものですか。（複数回答可）
＊2-(1)で①と回答した団体のみ。
（JSPO/JOC加盟等団体）

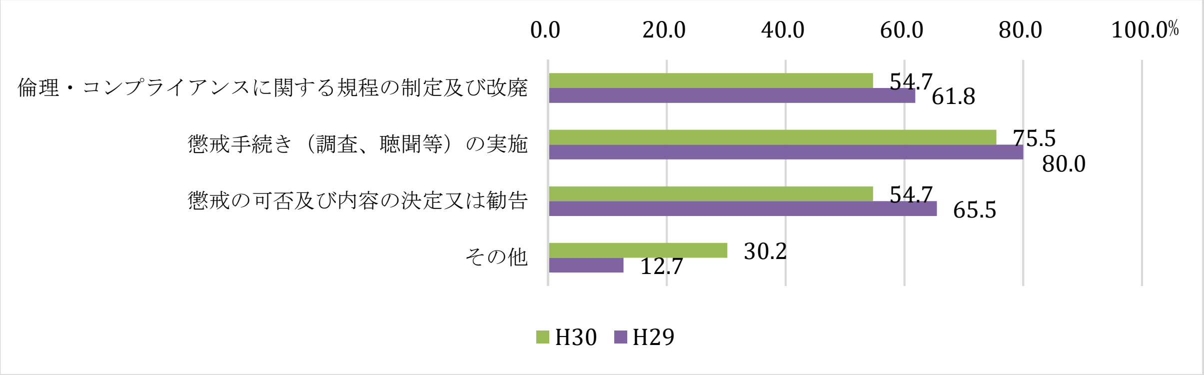

（JPSA加盟等団体）

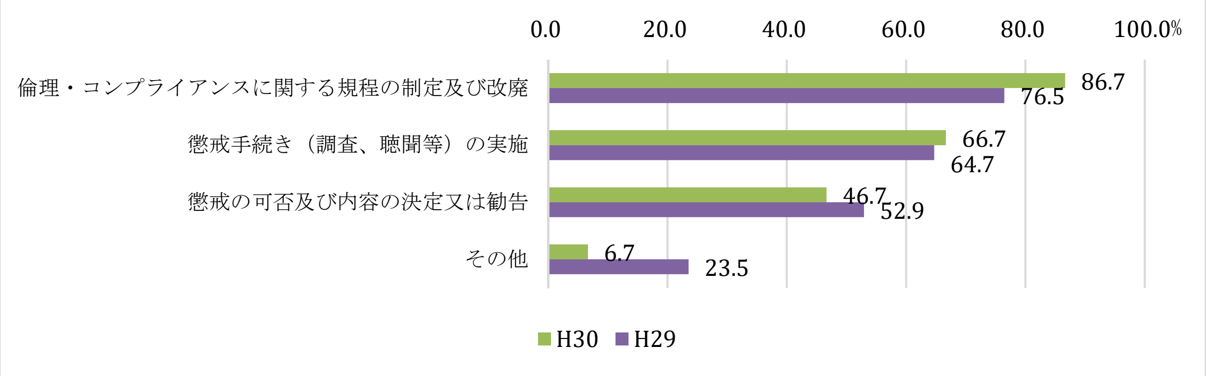

③　倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置状況等について

相談窓口の設置状況については、JSPO/JOC加盟等団体では12%増加し、75%が設置済みと回答している。JPSA加盟等団体の増加は1.5%程度に留まるが、22.6%が設置準備を進めていると回答しており、今後の整備状況の推進が期待される。

また、相談窓口に寄せられた相談内容については、多くの団体が「相談なし」と回答している一方（「その他」の自由記述欄で回答）、役職員や指導者による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等の相談が実績の中で最も多い結果となった。

運営方法については、JSPO/JOC加盟等団体、JPSA加盟等団体のいずれにおいても50%以上の団体が「団体内部で運営」している状況であった。

相談窓口の周知においても、「研修・講習会」「ホームページ」での周知が最も多い回答であった。

3-(1) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置

（JSPO/JOC加盟等団体）

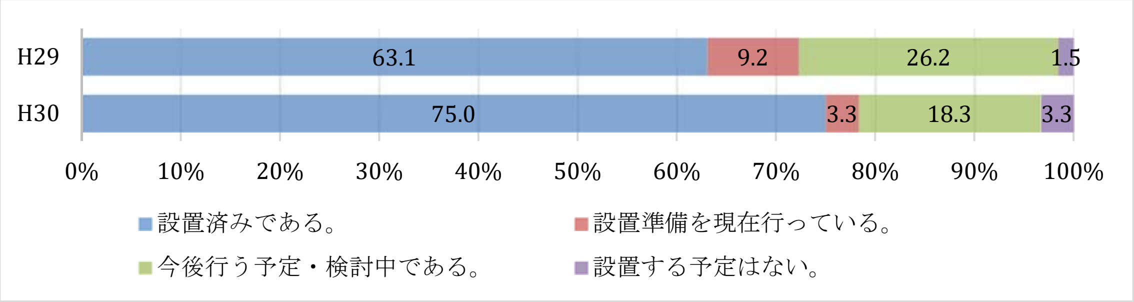

（JPSA加盟等団体）

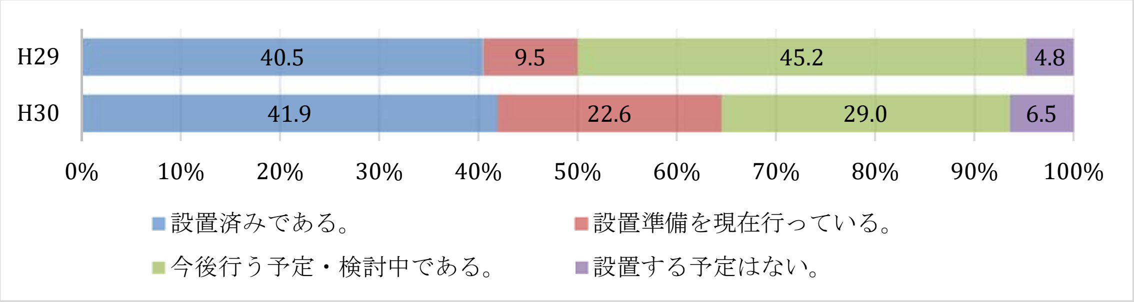

3-(2) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口へ寄せられた相談内容〔実績〕（複数回答可）
＊3-(1)で①と回答した団体のみ。

（JSPO/JOC加盟等団体）

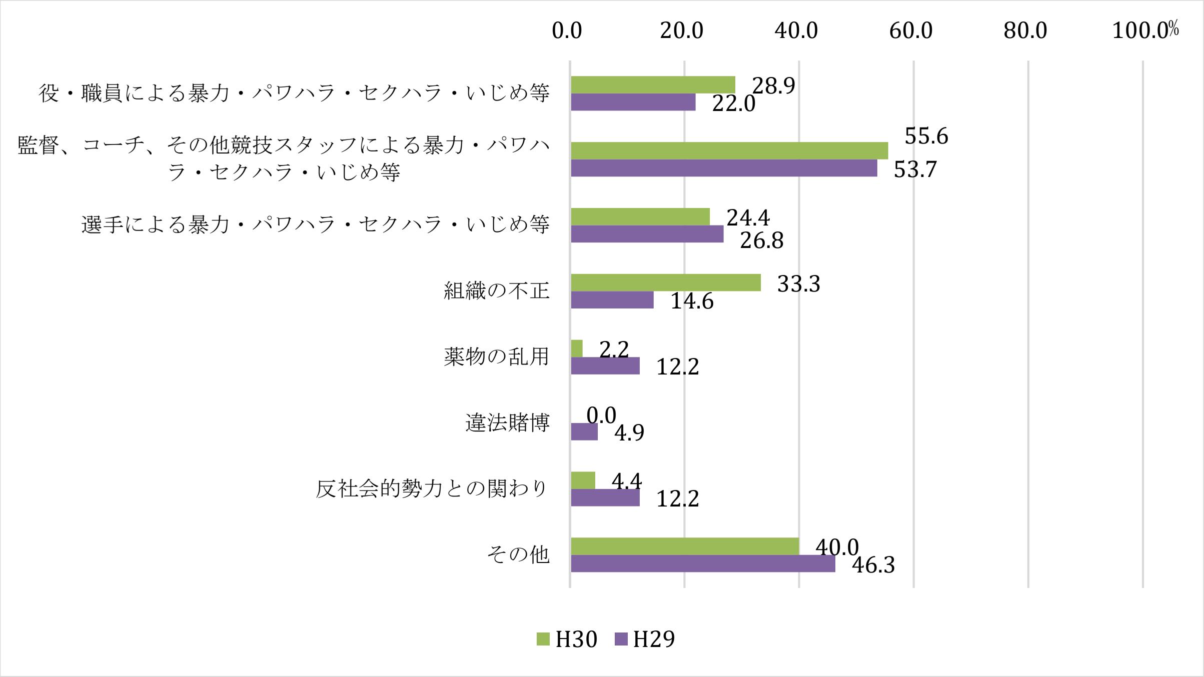

（JPSA加盟等団体）

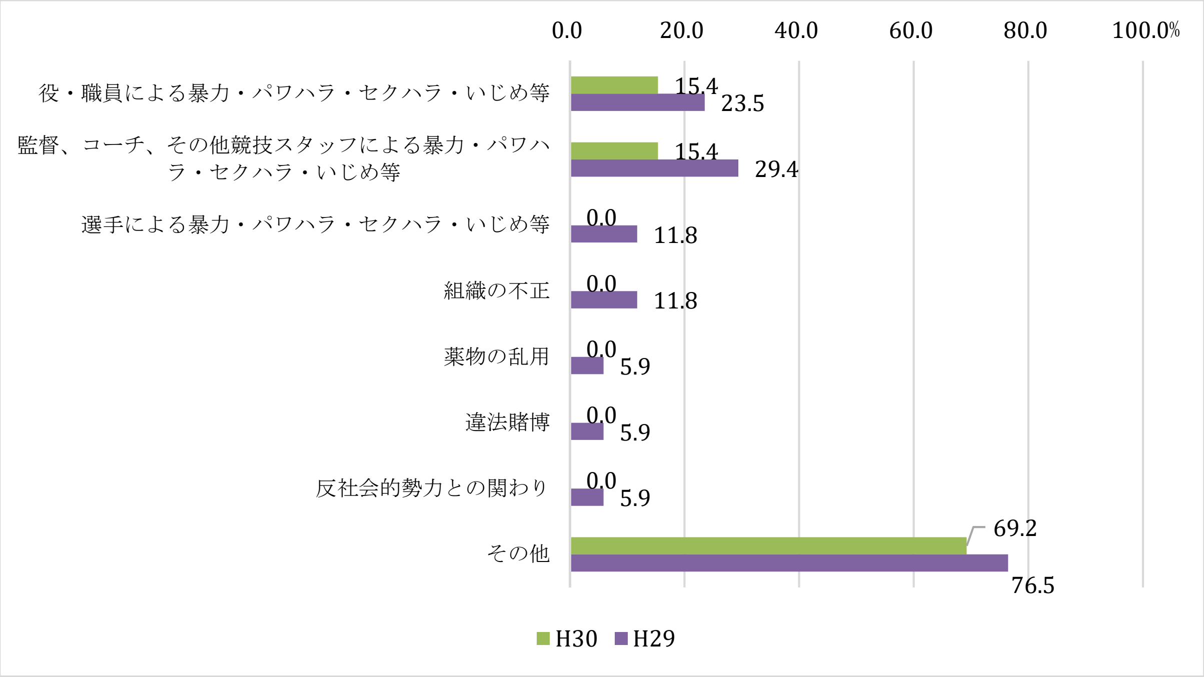

3-(3) 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の運営はどのようになっていますか。
＊3-(1)で①と回答した団体のみ。

（JSPO/JOC加盟等団体）

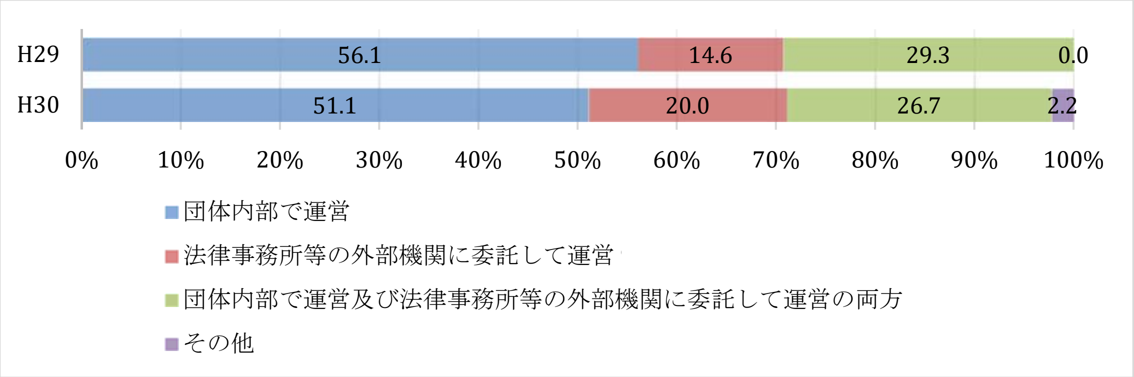

（JPSA加盟等団体）

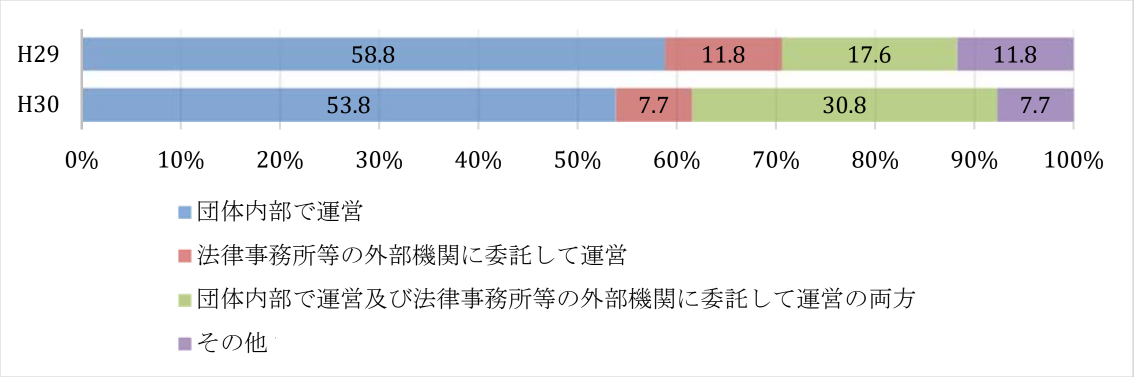

3-(4) 選手、監督、コーチ、その他競技スタッフに対し、相談窓口の存在をどのように周知していますか。（複数回答可）＊3-(1)で①と回答した団体のみ。

（JSPO/JOC加盟等団体）

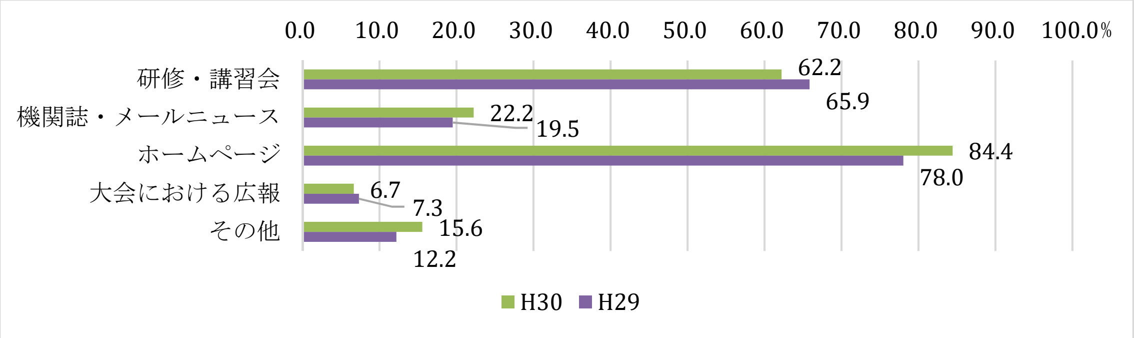

（JPSA加盟等団体）

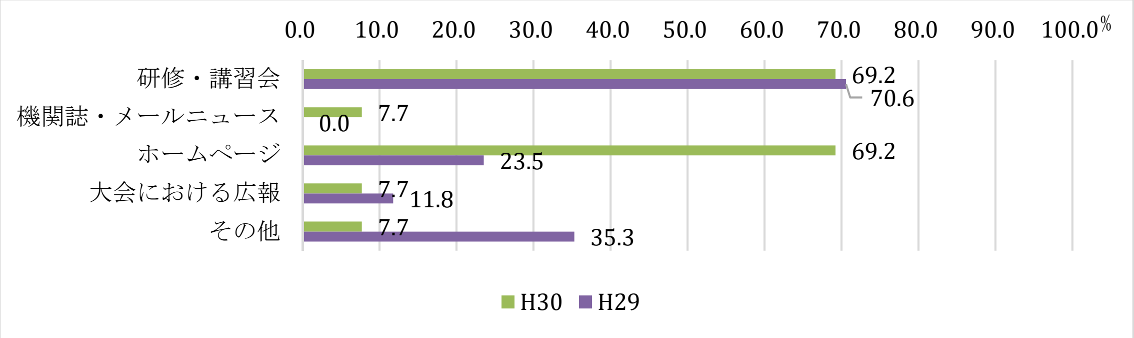

④　倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動（ドーピングの防止に関するもの以外）等について

教育啓発活動（ドーピング防止に関するもの以外）の実施状況については、JSPO/JOC加盟等団体、JPSA加盟等団体のいずれにおいても、また、役・職員、指導者、選手のいずれの対象においても「実施している」と回答した団体の割合が大きく増加している。特に、平成29年度の調査において3割程度であった役・職員向けの教育啓発活動は、JSPO/JOC加盟等団体では60%、JPSA加盟等団体では45.2%に著しく増加している。指導者、選手については、50%～60%の団体が実施している状況であり、「実施準備を現在行っている」団体も含めると、今後7割前後の団体が実施するようになることが期待される。

4-(1) 役・職員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

（JSPO/JOC加盟等団体）

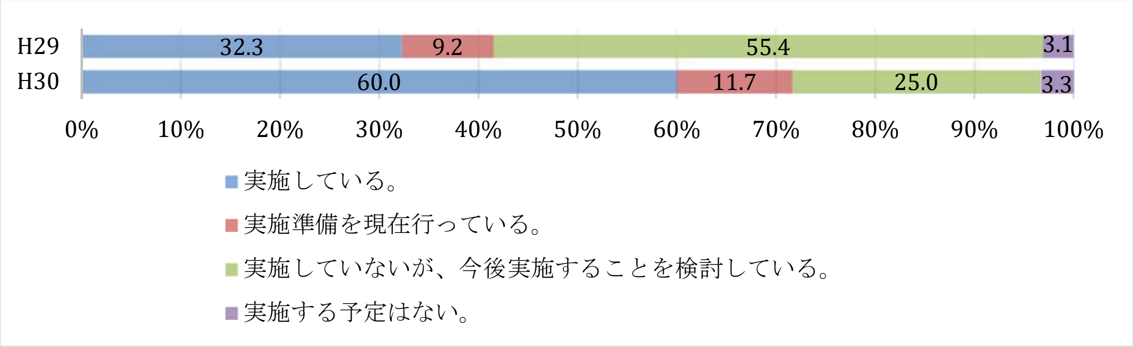

（JPSA加盟等団体）

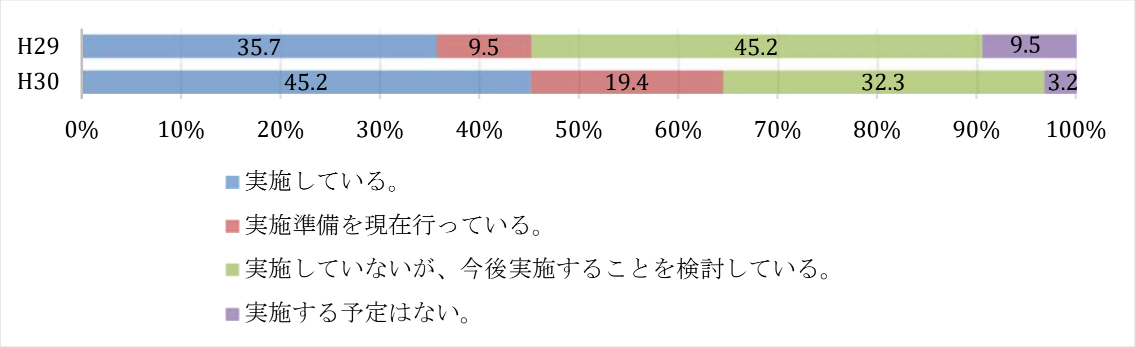

4-(2) 監督、コーチ、その他競技スタッフに対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

（JSPO/JOC加盟等団体）

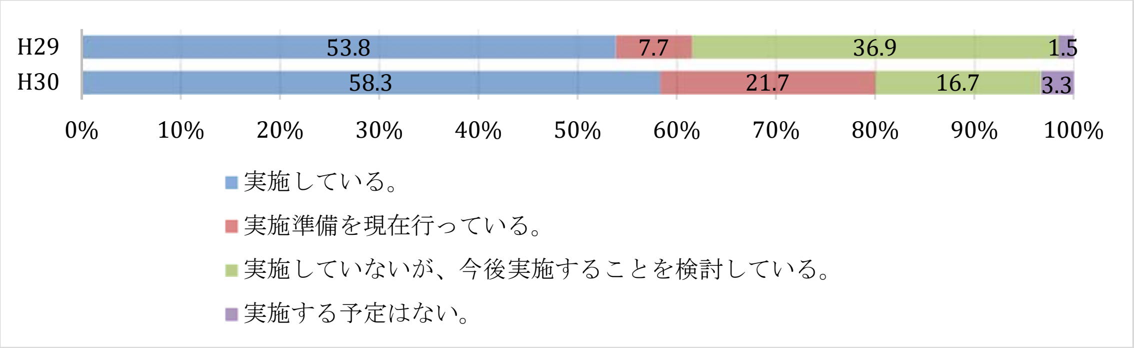

（JPSA加盟等団体）

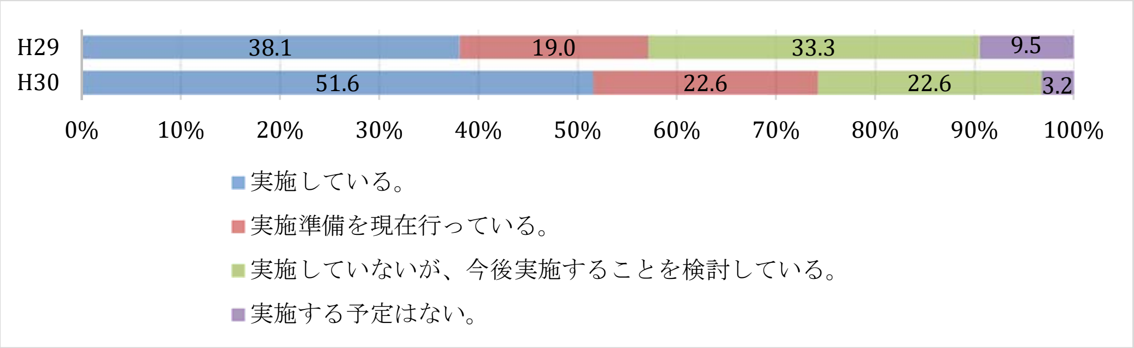

4-(3) 選手に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

（JSPO/JOC加盟等団体）

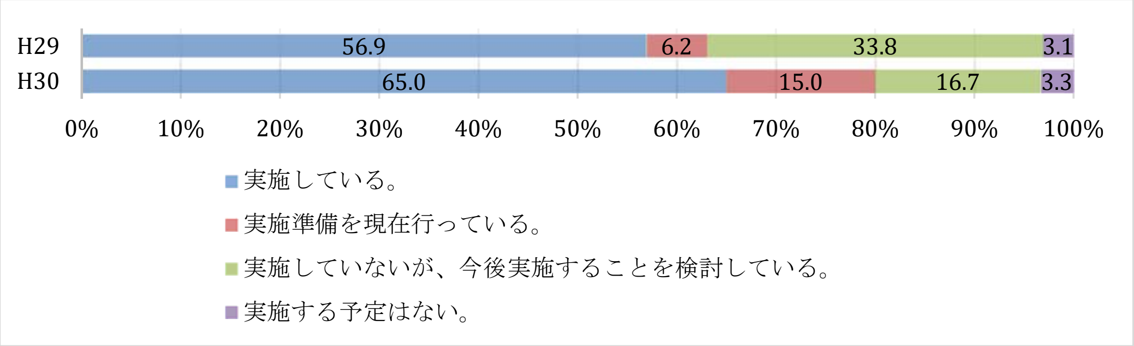

（JPSA加盟等団体）

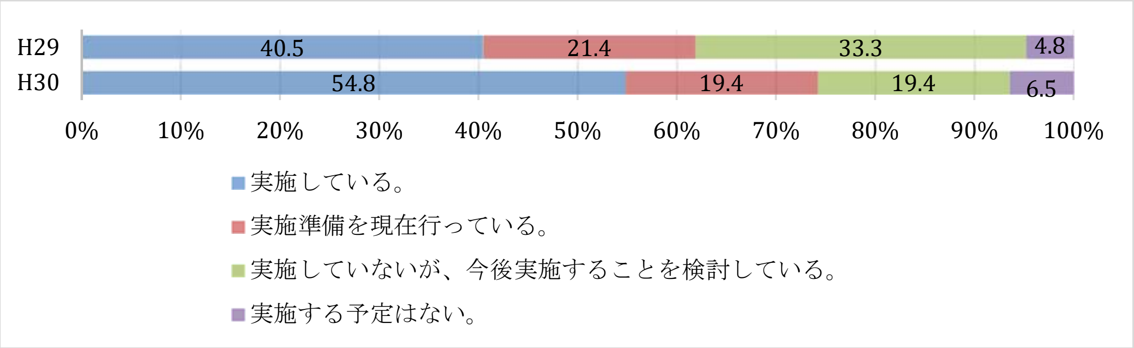

別添資料

資料１　コンプライアンス評価指標及びアンケート評価基準（選手・指導者用）
資料２　コンプライアンス評価指標及びアンケート評価基準（事務局員用）
資料３　モニタリングプロセス分析シート（サンプル）
資料４　倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等の現況に係る調査用紙
資料５　倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査対象NF（JSPO及びJOC加盟等団体）
資料６　倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査対象NF（JPSA加盟等団体）
資料７　倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査結果

別添資料１

コンプライアンス評価指標及びアンケート評価基準（選手・指導者用）

枠組み	設問		回答肢		評価点	評価方法	可視化方法
暴力	1	暴力の状況	1	自分が行った	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	自分が受けた	0		
			3	他の人が受けているのを見た	0		
			4	他の人が受けていたと聞いた	0		
			5	行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない	100		
	2	暴力につながりそうな状況・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
	3	Q2がyes→それが見られる場面	–		–		
	4	暴力は致し方ないという考え方・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
	5	パフォーマンス不調によるプレッシャー・イライラからの暴力につながりそうな雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
ハラスメント	6	ハラスメントの状況	1	自分が行った	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	自分が受けた	0		
			3	他の人が受けているのを見た	0		
			4	他の人が受けていたと聞いた	0		
			5	行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない	100		
	7	ハラスメントにつながりそうな状況・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
	8	Q7がyes→それが見られる場面	–		–		
	9	異性の競技者、指導者、関係者が二人きりになる状況	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
ドーピング	10	ドーピング規則違反行為の状況	1	直接目撃した	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	本人から話を聞いた	0		
			3	噂話を聞いた	0		
			4	見聞きしたことはない	100		
	11	記録を伸ばすためには手段を選ばず使えば良いという雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
反社等	12	反社会的勢力との接触等	1	自分が接触を受けた	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	他の競技者（指導者）が接触を受けたのを見聞きした	0		
			3	監督・コーチ等（競技者）が接触を受けたのを見聞きした	0		
			4	受けたことも、見聞きしたこともない	100		
	13	社会的なルールやモラル等に反する行動が許される状況・文化	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		

別添資料２

コンプライアンス評価指標及びアンケート評価基準（事務局員用）

枠組み	設問		回答肢		評価点	評価方法	可視化方法
事務局業務	1	業務量	1	多い	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	やや多い	50		
			3	適量	100		
			4	やや少ない	50		
			5	少ない	0		
	2	慣行の優先	1	多い	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえば多い	33		
			3	どちらかといえば少ない	66		
			4	少ない	100		
			5	分からない	0		
	3	規程等に反した事務処理	1	法令にも規程等にも反した事務処理等を行った	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	規程等のみに反した事務処理を行った	0		
			3	法令にも規程等にも反した事務処理は行っていない	100		
			4	規程等が定められていない	0		
			5	規程等を認識していない	0		
	4	無理な事務処理要求が許容される状況・文化	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
	5	規程類の理解	1	よく理解している	100	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	理解している	50		
			3	分からない	0		
			4	理解していない	0		
			5	規程がない	0		
ハラスメント	6	ハラスメント状況	1	自分が行った	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	自分が受けた	0		
			3	他の人が受けているのを見た	0		
			4	他の人が受けていたのを聞いた	0		
			5	行ったことも、受けたことも、見聞きしたこともない	100		
	7	競技現場におけるハラスメント・暴力に繋がる状況・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
	8	Q7がyes→それが見られる場面	–		–		
	9	事務局内におけるハラスメント・暴力に繋がる状況・雰囲気	1	ある	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	全体の度数分布を棒グラフで可視化。
			2	どちらかといえばある	33		
			3	どちらかといえばない	66		
			4	ない	100		
			5	分からない	0		
	10	Q9がyes→それが見られる場面	–		–		
反社会的勢力	11	反社会的勢力の接触状況	1	自分が接触を受けた	0	平均点で評価する。100点満点が理想。	0点の内訳の比率を円グラフで可視化。
			2	同僚が接触を受けたのを見聞きした	0		
			3	上司が接触を受けたのを見聞きした	0		
			4	理事が接触を受けたのを見聞きした	0		
			5	指導者が接触を受けたのを見聞きした	0		
			6	競技者が接触を受けたのを見聞きした	0		
			7	受けたことも見聞きしたこともない	100		

別添資料３　モニタリングプロセス分析シート（サンプル）

スポーツ・インテグリティに関する課題解決のプロセス分析シート				
団体名：XXXXXXX				
	客観的データ	評価	計画・実行	達成
ステークホルダー（競技団体）の発言 ＊JSCの発言内容は色付き斜体	データやインタビュー情報等	どう捉え、 どう解決しようとしたか	どう計画し、どう動いたか	結果、どう感じたか
モニタリング結果に対する関係者全ての発言を個別に記載する	発言やモニタリング結果に関連するデータやインタビュー情報などを記載する	競技団体関係者の発言や客観的データについてどのように考えたか、どう解決しようとしたかなどについて記載する	モニタリング結果の改善のために、どのような行動や取り組みを計画し、実行したか記載する	取組や行動の結果（再モニタリングの結果、選手やコーチ、事務局員の変化等）を記載し、一連を通して得た知識や所感を記載する
（3）フィードバック面談				
❶日時：**** 場所：**** 出席者：****				
[冒頭、本件はスポーツ庁委託事業の一環であり、プロセスの詳細を記述し報告書に記載すること、今回のモニタリングは暴力・ハラスメント等の事実を認定するものではなく、違和感を感じている者がどれくらいの割合でいたかを示し、アクションのきっかけとしてもらうことが目的であることをリマインド。]	3フィードバック面談アジェンダ、3-Bモニタリング回答結果レポート、1-4評価指標一覧			
[モニタリングレポートについて説明。選手、指導者についてはリスクアラート（黄又は赤のシグナル）が少ないという結果。] [redacted] *これまでの研修会等の事例を見ると、指導者と選手の認識の差が出ることが多かったが、今回の結果からはほとんど差は見られない。* 選手・指導者で認識の差が出なかったことは、プレイヤーズファーストの観点から活動していることの現れ言えるとしたら、大変喜ばしい。		（NF）指導者が日本人の場合、まだ暴力・ハラスメントでは不安を抱える状況を認識		
指導者のハラスメントの項目で、「異性と二人きりになる状況の有無」については、その環境自体が悪いということではなく、ハラスメント発生や認識の相違によって予想外の事態になる可能性があるため、この設問をおいている。ただ、今回の結果についていえば、選手はあまり意識されていないようだ。 指導上、どうしても二人きりになる場面は避けられないが、リスクがあるという点を指導者にリマインドすることは必要かもしれない。		（NF）異性が2人きりになる状況はリスクである、という認識をリマインド		

別添資料４

倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等の現況に係る調査用紙

貴団体における倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等の現況について、以下の項目に沿ってご回答をお願いします。該当するものに○を、記述欄については具体的に記載ください。

なお、本調査は、中央競技団体における倫理・コンプライアンスに関する規程の整備等に関する現況を把握するために行うものです。調査結果は我が国のスポーツ・インテグリティに関する諸施策を進めていくうえでの参考資料とするとともに、団体名・回答者名が特定されない形で公開される場合があります。

ご多用のところ恐れ入りますが、調査にご協力くださるようお願いいたします。

（中略）

1-(1) 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備

（　　　）①規程は整備済みである。

（　　　）②規程は整備済みであり、改定の作業を現在行っている。

（　　　）③規程は未整備であり、今後作成する予定である。

（　　　）④規程は整備である。

注）④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

1-(2) 現行の倫理・コンプライアンスに関する規程はどのようなものですか。以下の①～③に該当すると考えられる規程を回答してください。

※1-(1)で①又は②と回答した団体のみお答えください。複数回答可。

（　　　）①倫理規程

（　　　）②倫理委員会規程

（　　　）③行動規範

（　　　）④選手派遣規程

（　　　）⑤相談窓口規程

（　　　）⑥処分規程

（　　　）⑦その他

注）⑦を選択の場合、具体的な規程名を記載しその内容を説明願います。

1-(3) 倫理・コンプライアンスに関する規程で以下の事項については規定していますか。
（複数回答可）

（　　　）①ドーピングの禁止
（　　　）②違法薬物の禁止（大麻等違法薬物）
（　　　）③違法賭博の禁止（違法カジノ等）
（　　　）④反社会的勢力との関わり禁止
（　　　）⑤ハラスメントの禁止（暴力、セクハラ等）
（　　　）⑥差別の禁止（人種差別等）
（　　　）⑦試合結果の不正操作の禁止
（　　　）⑧適正な経理処理
（　　　）⑨私的な利益追求の禁止（横領、背任等）
（　　　）⑩関係法令の遵守
（　　　）⑪規程違反があった場合の罰則

1-(4) 倫理・コンプライアンスに関する規程をホームページで公表していますか。

（　　　）①全て公表している。
（　　　）②一部を公表している。
（　　　）③公表していない。

2-(1) 倫理委員会（倫理・コンプライアンスに関する事項を取り扱う委員会。以下同じ）の設置

（　　　）①設置済みである。
（　　　）②設置準備を現在行っている。
（　　　）③今後行う予定・検討中である。
（　　　）④設置する予定はない。

注）④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

2-(2) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えることを規程に明記していますか。

※2-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

（　　　）①規程に関連の条項がある。

（　　　）②規程に関連の条項はない。

2-(3) 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えていますか。

（　　　）①加えている。

（　　　）②加えていない。

2-(4) 倫理委員会の所掌事項（職務の内容等）はどのようなものですか。（複数回答可）

（　　　）①倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃

（　　　）②懲戒手続き（調査、聴聞等）の実施

（　　　）③懲戒の可否及び内容の決定又は勧告

（　　　）④その他

注）④を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

3-(1) 倫理・コンプライアンス等に関する相談窓口の設置

（　　　）①設置済みである。

（　　　）②設置準備を現在行っている。

（　　　）③今後行う予定・検討中である。

（　　　）④設置する予定はない。

注）④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

3-(2) 倫理・コンプライアンス等に関わる相談窓口へ寄せられた相談内容〔実績〕

（複数回答可）※3-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

（　　　）①役・職員による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等

（　　　）②監督、コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等
（　　　）③選手による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等
（　　　）④組織の不正
（　　　）⑤薬物の乱用
（　　　）⑥違法賭博
（　　　）⑦反社会的勢力との関わり
（　　　）⑧その他

注）⑧を選択の場合、以下に具体的な相談内容を記述願います。

3-(3) 倫理・コンプライアンス等に関する相談窓口の運営はどのようになっていますか。

※3-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

（　　　）①団体内部で運営
（　　　）②法律事務所等の外部機関に委託して運営
（　　　）③①及び②の両方
（　　　）④その他

注）④を選択の場合、以下に具体的な運営方法を記述願います。

3-(4) 選手、監督、コーチ、その他競技スタッフに対し、相談窓口の存在をどのように周知していますか。

（　　　）①研修・講習会
（　　　）②機関誌・メールニュース
（　　　）③ホームページ
（　　　）④大会における広報
（　　　）⑤その他

注）⑤を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

4-(1) 役・職員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

（　　　）①実施している。
（　　　）②実施準備を現在行っている。
（　　　）③実施していないが、今後実施することを検討している。
（　　　）④実施する予定はない。

注）①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

4-(2) 監督、コーチ、その他競技スタッフに対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

（　　　）①実施している。
（　　　）②実施準備を現在行っている。
（　　　）③実施していないが、今後実施することを検討している。
（　　　）④実施する予定はない。

注）①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

4-(3) 選手に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

※4-(1)で①と回答した団体のみお答えください。

（　　　）①実施している。
（　　　）②実施準備を現在行っている。
（　　　）③実施していないが、今後実施することを検討している。
（　　　）④実施する予定はない。

注）①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

⑸倫理・コンプライアンス違反発生後の処理

倫理・コンプライアンス違反発生後の対応について取り組んでいること（対応マニュアルの策定等）があれば、具体的にお書きください。

調査項目は以上です。調査へのご協力ありがとうございます。

団体名：	
記入者役職：	記入者氏名：
TEL：	E-mail：

別添資料５

倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査対象NF（JSPO及びJOC加盟等団体）

1	公益財団法人日本陸上競技連盟	38	一般社団法人日本クレー射撃協会
2	公益財団法人日本水泳連盟	39	公益財団法人全日本なぎなた連盟
3	公益財団法人日本サッカー協会	40	公益財団法人全日本ボウリング協会
4	公益財団法人全日本スキー連盟	41	公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟
5	公益財団法人日本テニス協会	42	公益社団法人日本武術太極拳連盟
6	公益社団法人日本ボート協会	43	公益財団法人日本ゴルフ協会
7	公益社団法人日本ホッケー協会	44	公益社団法人日本カーリング協会
8	一般社団法人日本ボクシング連盟	45	一般社団法人日本バイアスロン連盟
9	公益財団法人日本バレーボール協会	46	一般社団法人日本ローラースポーツ連盟
10	公益財団法人日本体操協会	47	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
11	公益財団法人日本バスケットボール協会	48	一般財団法人全日本野球協会
12	公益財団法人日本スケート連盟	49	公益社団法人日本スカッシュ協会
13	公益財団法人日本レスリング協会	50	公益社団法人日本ビリヤード協会
14	公益財団法人日本セーリング連盟	51	公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟
15	公益社団法人日本ウェイトリフティング協会	52	一般社団法人全日本テコンドー協会
16	公益財団法人日本ハンドボール協会	53	一般社団法人日本サーフィン連盟
17	公益財団法人日本自転車競技連盟	54	公益社団法人日本トライアスロン連合
18	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	55	公益財団法人日本野球連盟
19	公益財団法人日本卓球協会	56	公益社団法人日本綱引連盟
20	公益財団法人全日本軟式野球連盟	57	一般財団法人少林寺拳法連盟
21	公益財団法人日本相撲連盟	58	公益財団法人日本ゲートボール連合
22	公益社団法人日本馬術連盟	59	公益社団法人日本パワーリフティング協会
23	公益社団法人日本フェンシング協会	60	公益社団法人日本オリエンテーリング協会
24	公益財団法人全日本柔道連盟	61	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会
25	公益財団法人日本ソフトボール協会	62	一般財団法人日本バウンドテニス協会
26	公益財団法人日本バドミントン協会	63	公益社団法人日本エアロビック連盟
27	公益財団法人全日本弓道連盟	64	公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会
28	公益社団法人日本ライフル射撃協会	65	一般財団法人日本ドッジボール協会
29	一般財団法人全日本剣道連盟	66	公益社団法人日本チアリーディング協会
30	公益社団法人日本近代五種協会	67	公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟
31	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	68	公益社団法人日本アメリカンフットボール協会
32	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	69	一般社団法人日本カバディ協会
33	公益社団法人日本カヌー連盟	70	一般社団法人日本セパタクロー協会
34	公益社団法人全日本アーチェリー連盟	71	一般社団法人日本クリケット協会
35	公益財団法人全日本空手道連盟	72	一般社団法人日本フライングディスク協会
36	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	73	公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟
37	公益社団法人全日本銃剣道連盟	74	一般財団法人日本航空協会

別添資料６

倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査対象NF（JPSA加盟等団体）

1	一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟	38	一般社団法人日本ろう者テニス協会
2	一般社団法人日本パラ陸上競技連盟	39	一般社団法人日本ろうあ者卓球協会
3	一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟	40	一般社団法人デフビーチバレーボール協会
4	公益社団法人日本トライアスロン連合	41	一般社団法人日本デフバレーボール協会
5	認定特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会	42	一般社団法人日本ろう者スキー協会
6	一般社団法人日本ボッチャ協会	43	特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟
7	一般社団法人日本障害者カヌー協会	44	一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟
8	一般社団法人日本パラサイクリング連盟	45	特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟
9	一般社団法人日本障がい者乗馬協会	46	一般社団法人日本知的障害者水泳連盟
10	特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会	47	一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟
11	一般社団法人日本CPサッカー協会	48	全国アダプテッドエアロビック協議会
12	一般社団法人日本ゴールボール協会	49	全日本グランドソフトボール連盟
13	特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟	50	全日本車椅子空手道連盟
14	特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟	51	特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会
15	特定非営利活動法人日本障害者セーリング協会	52	一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会
16	特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟	53	日本車いすツインバスケットボール連盟
17	一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟	54	特定非営利活動法人日本視覚障害ゴルファーズ協会
18	一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会	55	日本視覚障害者卓球連盟
19	一般社団法人日本パラバレーボール協会	56	日本肢体障がい者ボウリング連盟
20	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	57	特定非営利活動法人日本障害者ゴルフ協会
21	NPO法人日本車いすフェンシング協会	58	特定非営利活動法人日本障害者フライングディスク連盟
22	一般社団法人日本ウィルチェアーラグビー連盟	59	特定非営利活動法人日本身体障害者野球連盟
23	一般社団法人日本車いすテニス協会	60	一般社団法人日本スポーツ吹矢協会
24	一般社団法人日本パラアイスホッケー協会	61	特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会
25	特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟	62	日本卓球バレー連盟
26	一般社団法人日本車いすカーリング協会	63	日本知的障がい者ソフトボール連盟
27	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会	64	日本知的障がい者フットベースボール連盟
28	認定特定非営利活動法人ローンボウルズ日本	65	特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟
29	一般社団法人全日本テコンドー協会	66	特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会
30	一般社団法人日本聴覚障害者陸上競技協会	67	一般社団法人日本電動車椅子サッカー協会
31	一般社団法人日本デフバドミントン協会	68	日本パラアーティスティックスイミング協会
32	特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会	69	特定非営利活動法人日本バリアフリーダイビング協会
33	一般社団法人日本ろう武道連盟	70	日本ブラインドテニス連盟
34	日本ろう者ボウリング連合	71	日本フロアバレーボール連盟
35	一般社団法人日本ろう自転車競技協会	72	一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟
36	一般社団法人日本ろう者サッカー協会	73	特定非営利活動法人日本車椅子ビリヤード協会
37	一般社団法人日本ろう者水泳協会	74	公益社団法人日本ボート協会

＊網掛けの3団体については、JSPO/JOC加盟団体として集計し、JPSA加盟等団体の集計からは除外した。

別添資料７

倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況調査結果

⑴　対象　　　：JSPO, JOC, JPSA加盟団体（145団体）

⑵　調査期間：平成31年3月15日（金）～22日（金）

⑶　回答数・回収率（括弧内は平成29年度調査の数値）

	回答数	回収率
全体	91/145（107/140）	60.2%（65.3%）
（内訳）		
JSPO/JOC加盟等団体	60/74（65/72）	81.1%（90.3%）
JPSA加盟等団体	31/71（42/68）	43.7%（61.8%）

＊各設問の自由記述欄に記載された回答は、誤字や団体を特定する情報が含まれる場合のみ編集している。

＜JSPO/JOC加盟等団体回答＞

1-⑴ 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		60	65	100.0	100.0
1	規程は整備済みである。	49	49	81.7	75.4
2	規程は整備済みであり、改定の作業を現在行っている。	6	12	10.0	18.5
3	規程は未整備であり、今後作成する予定である。	4	4	6.7	6.2
4	規程は未整備である。	1	0	1.7	0.0

④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

H30	H29
・ 2019年4月1日から適用できるよう準備を進めていますので、最終段階です。	

1-⑵ 現行の倫理・コンプライアンスに関する規程はどのようなものですか。以下の中に該当すると考えられる規程を回答してください。（複数回答可）

＊1-⑴で①又は②と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		55	61	100.0	100.0
1	倫理規程	48	53	87.3	86.9
2	倫理委員会規程	37	33	67.3	54.1
3	行動規範	36	29	65.5	47.5
4	選手派遣規程	15	12	27.3	19.7
5	相談窓口規程	31	32	56.4	52.5
6	処分規程	30	30	54.5	49.2
7	その他	9	15	16.4	24.6

⑦を選択の場合、具体的な規程名を記載しその内容を説明願います。

H30	H29
・ コンプライアンス委員会要綱 ・ コンプライアンス委員会規程処分手続規程、処分手続規程細則、調査委員会・審査委員会設置規程、強化指定選手に対する指定取消し等不利益処分に関する手続規程 ・ 競技者規程 ・ 紀律規程倫理に関するガイドライン、登録会員規程、登録会員処分規程、不服申立委員会規程 ・ コンプライアンス規程、内部通報制度運用規程、アンチ・ドーピング規程 ・ 協会及び加盟団体における倫理に関する指針。なお、2018年12月には協力団体にも水平展開済 ・ コンプライアンス規程	・ 倫理に関するガイドライン、コンプライアンス規程※倫理規程と倫理委員会規程は、3/16付の理事会で上程予定。 ・ 役・職員倫理規程、懲戒処分規程、コンプライアンス委員会規程、強化選手等に関する規程、競技者等行動規範、強化指定選手等行動規範 ・ 現在、新年度に向けて倫理規程と懲戒規程等を抱合した「紀律規程」として改定作業中 ・ 倫理に関するガイドライン ・ 協会及び加盟団体における倫理に関する指針 ・ 競技者規程・倫理ガイドライン、処分については倫理規程内に包含している。 ・ コンプライアンス相談窓口規程 ・ 倫理問題を所管する「審議委員会規程」コンプライアンス・ガバナンス問題を所管する「法令統治委員会規程」 ・ 全日本ナショナルチームガイドライン：全日本ナショナルチームメンバー、ユースナショナルチームメンバー、各都道府県連盟に行動規範を配布 ・ 指導基本規程指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程 ・ 倫理懲罰規程、内部通報規程、日本代表チーム編成規程 ・ アンチ・ドーピング規程競技者規程 ・ 倫理審査室規程、コンプライアンス委員会規程、コンプライアンス指針、処分基準ガイドライン ・ コンプライアンスマニュアル ・ アンチ・ドーピング規程

1-⑶ 倫理・コンプライアンスに関する規程で以下の事項については規定していますか。（複数回答可）

*1-⑴で①又は②と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		55	61	100.0	100.0
1	ドーピングの禁止	51	56	92.7	91.8
2	違法薬物の禁止（大麻等違法薬物）	40	43	72.7	70.5
3	違法賭博の禁止（違法カジノ等）	26	33	47.3	54.1
4	反社会的勢力との関わり禁止	49	46	89.1	75.4
5	ハラスメントの禁止（暴力、セクハラ等）	53	58	96.4	95.1
6	差別の禁止（人種差別等）	39	35	70.9	57.4
7	試合結果の不正操作の禁止	25	25	45.5	41.0
8	適正な経理処理	49	53	89.1	86.9
9	私的な利益追求の禁止（横領、背任等）	44	44	80.0	72.1
10	関係法令の遵守	46	50	83.6	82.0
11	規程違反があった場合の罰則	46	50	83.6	82.0
12	その他	5	3	9.1	4.9

⑫を選択の場合、具体的な規程名を記載しその内容を説明願います。

H30	H29
・ 協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインに準じる。 ・ 一般社会人としての社会規範順守 ・ コンプライアンスマニュアル、役員・職員倫理規程資格審査委員会規程、アンチ・ドーピング委員会規程 ・ 競技の特性から、安全について規程遵守と失格等	・ 利益相反行為　業務妨害行為の禁止 ・ 不公平・不透明な選考の防止 ・ 不透明な代表選考、内部通報者への不利益な扱い、不正な通報行為、社会規範に背かないこと

1-⑷ 倫理・コンプライアンスに関する規程をホームページで公表していますか。

*1-⑴で①又は②と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		55	61	100.0	100.0
1	全て公表している。	31	38	56.4	62.3
2	一部を公表している。	14	9	25.5	14.8
3	公表していない。	10	14	18.2	23.0

2-⑴ 倫理委員会（倫理・コンプライアンスに関する事項を取り扱う委員会。以下同じ）の設置

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		60	65	100.0	100.0
1	設置済みである。	53	55	88.3	84.6
2	設置準備を現在行っている。	2	1	3.3	1.5
3	今後行う予定・検討中である。	3	7	5.0	10.8
4	設置する予定はない。	2	2	3.3	3.1

④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

H30	H29
・ 全て、理事会で審議、処分を行うこととしている。 ・ こちらも4月より設置予定です。	・ 名称が「資格審査委員会」「コンプライアンス委員会」 ・ 常設はしていない。必要に応じ、適時設置している

2-⑵ 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えることを規程に明記していますか。

＊2-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		53	55	100.0	100.0
1	規程に関連の条項がある。	24	18	45.3	32.7
2	規程に関連の条項はない。	28	35	52.8	63.6
3	わからない。	1	2	1.9	3.6

2-⑶ 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えていますか。

＊2-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		53	55	100.0	100.0
1	加えている。	40	34	75.5	61.8
2	加えていない。	13	21	24.5	38.2

2-⑷ 倫理委員会の所掌事項（職務の内容等）はどのようなものですか。（複数回答可）

＊2-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		53	55	100.0	100.0
1	倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃	29	34	54.7	61.8
2	懲戒手続き（調査、聴聞等）の実施	40	44	75.5	80.0
3	懲戒の可否及び内容の決定又は勧告	29	36	54.7	65.5
4	その他	16	7	30.2	12.7

④を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ 理事会からの付託事項に関すること。 ・ 理事会への以下の具申・コンプライアンス推進に係る方針策定・コンプライアンス推進のための啓発事項ほか ・ 倫理・社会規範意識の啓発 ・ 内部通報窓口。当協会では、倫理委員会の他に、弁護士で構成される法務委員会を設置しており、そこで、諸規定類の制定・改正、懲戒手続の実施等を行っている。 ・ 倫理・コンプアイアンス規程の改廃及び懲戒の可否、内容の決定は、最終的に理事会の決議により行なう。 ・ 規程の制定及び改廃に関する協議(制定改廃は法務委員会) ・ ガバナンス・コンプライアンスの徹底に関する企画・立案・運営 ・ 処分に関する意見具申、処分対象者に対する意見ないし弁明の聴取 ・ この法人及び役員及び職員の綱紀粛正の維持・推進に関すること。法令違反及び倫理違反及び倫理に関する指針並びにコードオブコンダクトの違反に対する処分に関すること。コンプライアンス室の調査に基づき規程違反と認められる場合は会長に報告。会長は常務理事会決議を経て倫理委員会に対し事実調査に基づく処分審査と処分案につき諮問を行い、倫理委員会は処分案を会長に書面にて答申。 ・ 総務委員会（当協会の統括的な役割の委員会）で取扱うため、倫理委員会としての所掌事項は別に定めていないが、今後規程等の改定も含め検討予定である。	・ 「倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃」「懲戒の可否及び内容の決定又は勧告」に関する決定は理事会に委ね、意見を具申するまでとしている。その他：通報・窓口に関する事 ・ 理事からの負託事項に関すること。及びその結果を理事会へ報告すること ・ この法人及び役員及び職員の綱紀粛正の維持・推進に関すること。法令違反及び倫理違反及び倫理に関する指針並びにコードオブコンダクトの違反に対する処分に関すること。コンプライアンス室の調査に基づき規定違反と認められる場合会長に報告。会長は常務理事会決議を経て倫理委員会に対し事実調査に基づく処分審査と処分案につき諮問を行い、倫理委員会は処分案を会長に書面にて答申。 ・ 加盟団体内又は加盟団体間の紛争の調停 ・ コンプライアンスに関する研修その他コンプライアンス維持に関すること ・ 規程違反行為があった場合に、損害や被害の拡大を防止するための暫定的資格停止等の処分を行うことができる。 ・ 会長が委員会の等の意見に基づき必要な措置をとる。

・ 会員からの指導の対応等に関する苦情の処理。本連盟の法令、定款、規約等に則った運営のチェック。 ・ Q2-⑵⑶について、後述の通り、顧問弁護士に外部相談窓口を担当頂いております。内部と外部の区分けを保つため、顧問弁護士は倫理委員会に入らない形をとっております。 ・ 本連盟の役職員及び会員の綱紀粛正に関する事を審議・所管する倫理規定の整備、倫理・社会規範意識の啓もう活動に関する事を審議・所管する通報・相談窓口に関する事を審議・所管する ・ 実際に伺い、事情聴取、指導被害者へのお詫び等 ・ コンプライアンス講義の実施　コンプライアンス資料の作成 ・ 競技の特性上で発生する、安全義務違反及び管理・暴発による自己・再発防止策の検討	

3-⑴ 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		60	65	100.0	100.0
1	設置済みである。	45	41	75.0	63.1
2	設置準備を行っている。	2	6	3.3	9.2
3	今後行う予定・検討中である。	11	17	18.3	26.2
4	設置する予定はない。	2	1	3.3	1.5

④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

H30	H29
・ 総務部会で調査し、全て理事会で諮る手順としている ・ 現在の対応で支障が見られないこと、個別窓口設置の財源等の問題。	・ 当連盟競技の人口の多さ、大衆性を考えると、誹謗中傷目的の相談が多くなる可能性が否定できない為、窓口としては設置を見送っている。個々の電話、メールによる相談、問合せには最大限の対応をする事としており、必要があれば顧問弁護士へ相談、対応をお願いする事としている。

3-⑵ 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口へ寄せられた相談内容〔実績〕（複数回答可）

＊3-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		45	41	100.0	100.0
1	役・職員による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	13	9	28.9	22.0
2	監督・コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	25	22	55.6	53.7
3	選手による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	11	11	24.4	26.8
4	組織の不正	15	6	33.3	14.6
5	薬物の乱用	1	5	2.2	12.2
6	違法賭博	0	2	0.0	4.9
7	反社会的勢力との関わり	2	5	4.4	12.2
8	その他	18	19	40.0	46.3

⑧を選択の場合、以下に具体的な相談内容を記述願います。

H30	H29
・ 相談実績なし ・ 本年3月より開設のため、本日時点で通報実績なし。 ・ 未登録者が大会に出場しているのではないか(資格違反) ・ 今まではなし ・ 相談はありませんでした。 ・ 道場移籍トラブル、酒の飲み方の問題(指導者)、不正経理、地域指導者の各種ハラスメント行為や不利益行為処遇 ・ 相談内容等は、非公開とされており、当該調査書の回答者である事務局はすべてを把握していない。 ・ H31.3.20現在、相談はなし ・ 指導者への不満、稽古場所の近隣住民からのクレーム、所属先転籍の相談 ・ 競技規則適用時の競技委員の対応に対する不満 ・ 加盟団体内での指導者によるパワハラ・加盟団体組織運営が不適切であるとの指摘 ・ スポーツ事故、プロ契約違反の告発、不倫等の異性問題、異常な審判行為の告発、ジュニア大会運営の改善要求、外部関連団体の不正行為、選手選考問題、パワハラ、ドーピング問合せ、施設の整理整頓、指導者の指導態度及び言葉のパワハラ ・ まだ相談はない ・ 現在までに相談はない。 ・ 相談窓口の設置を理事会で決定、利用要領案作成後担当弁護士へ送付、担当弁護士添削中。添削後公表予定。 ・ 大会出場時の服装髪型等について、ルール上、記載のない点について、関係者より注意を受けた。その点につき、その服装髪型等で大会に出場しても良いのか、というご相談がありました。 ・ 昨年１１月より現在の体制での運用開始。現時点では相談なし。 ・ 安全管理上でのトラブル（考え方の相違）への仲裁、練習場での危険行為への指導上のトラブル	・ 「試合結果の不正操作があった。調べて処罰してほしい。」「犯罪事件を起こした選手を処罰してほしい。」 ・ 相談窓口設置後現在まで、相談案件はない。 ・ スポーツ事故、プロ契約違反の告発、不倫等の異性問題、異常な審判行為の告発、ジュニア大会運営の改善要求、外部関連団体の不正行為、選手選考問題、パワーハラスメント、ドーピング問合せ、施設の整理整頓 ・ なし ・ その他一切のコンプライアンス違反 ・ 現在まで相談は無し ・ 特になし ・ 実績無し ・ 現時点ではなし ・ 日本協会登録選手の男女関係問題 ・ 役員による協議会運営における不適切行為 ・ 学校部活動顧問や地域クラブの指導者の言動等に対する疑問や意見、苦情など ・ 会員登録を加盟団体が不当に拒否　高校指導者の法違反段級規程の不正運用 ・ 今のところ相談を受けたことはありません ・ 地方指導者によるパワハラ等 ・ 今のところ相談はない ・ 下部組織内の内紛 ・ 特になし

3-⑶ 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の運営はどのようになっていますか。

＊3-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		45	41	100.0	100.0
1	団体内部で運営	23	23	51.1	56.1
2	法律事務所等の外部機関に委託して運営	9	6	20.0	14.6
3	団体内部で運営及び法律事務所等の外部機関に委託して運営の両方	12	12	26.7	29.3
4	その他	1	0	2.2	0.0

④を選択の場合、以下に具体的な運営方法を記述願います。

H30	H29
・ 重大な違反については、法務委員会で運営している。 ・ 通報相談窓口として、外部団体2か所と本連盟内に設置	

3-⑷ 選手、監督、コーチ、その他競技スタッフに対し、相談窓口の存在をどのように周知していますか。（複数回答可）

＊3-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		45	41	100.0	100.0
1	研修・講習会	28	27	62.2	65.9
2	機関誌・メールニュース	10	8	22.2	19.5
3	ホームページ	38	32	84.4	78.0
4	大会における広報	3	3	6.7	7.3
5	その他	7	5	15.6	12.2

⑤を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ 選手会（アスリート委員会）から周知している。 ・ 事務局内向け ・ ナショナルチーム選手（ジュニア含む）、コーチ、スタッフ、に対しては合宿時等のミーティング等にて情報共有を行なう。 ・ 公表予定 ・ 大会プログラムに掲載 ・ 民間発行の専門雑誌へ窓口について紹介欄を設けている	・ ナショナルチーム選手、コーチ、スタッフに対しては合宿時等のミーティング等にて情報共有を行う。 ・ 諸会議における周知 ・ 公益通報者保護規程及び通報者相談窓口利用案内を都道府県連盟に配布。 ・ 対象外 ・ 選手会（アスリート会議）を通じて周知している。

4-⑴ 役・職員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		60	65	100.0	100.0
1	実施している。	36	21	60.0	32.3
2	実施準備を現在行っている。	7	6	11.7	9.2
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	15	36	25.0	55.4
4	実施する予定はない。	2	2	3.3	3.1

①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ 平成30年度から協会主催の各「地区連絡会議」において、JSC並びにJSAAの講師によるインテグリティに関する講義を行っており、役員・職員も受講している。 ・ 理事会にて、ハラスメント防止講習、コンプライアンス講習を実施。 ・ 座学での講義、eラーニング ・ 毎年、理事会に於いて、啓蒙教育を行っている	・ 役員については諸規則の改定作業と連動して実施職員については職員研修会にて実施 ・ 理事会や評議員会等に講師を招いて講習を実施各ブロック会議等へ当連盟役員が出向き講習を実施 ・ 各種目強化合宿中 ・ 委員長会議でのガバナンス、コンプライアンス講義、平成30年3月常務理事会にて情報共有並びに関連資料の役職員への配布

・ 評議員会において講習会を実施 ・ 総会前の全国代表者・正会員会議において外部有識者による講演を行った。 ・ 役員へは日常的な会議等を活用し事例啓発、職員へは研修会時に事例啓発を行っている ・ 理事会、事務局定例会議にて説明し、認識を共有化している。 ・ コーチ等を含む拡大理事会において弁護士からの倫理・コンプライアンス教育を実施した。今後も理事会等での顧問弁護士から定期的に教育・指導を受ける ・ 外部講師による役員研修 ・ 理事会開催時に弁護士を講師としてセミナーを開催している。 ・ 理事会等で時間を設けて行っている ・ 役員（理事・監事）及び職員に対して、コンプライアンス教育を、年１回を基準として実施している。 ・ 年に6回ある理事会において、随時、倫理委員会からの報告や倫理懲罰規程の改定等の検討を行い、これをもって、教育啓発の活動としている。 ・ 体罰。暴力・ハラスメント撲滅に向けた研修会の開催 ・ 研修会において、スポーツ仲裁機構派遣講師からコンプライアンスについて講演いただいております。 ・ 評議員会、強化合宿では、スポーツファーマシストによる研修会を実施・冊子配布 ・ 全てのチームに対する安全インテグリティ推進講習会を実施 ・ 専務理事・理事長会議（全国規模）での説明実施理事会、評議員会での説明実施 ・ 研修会を実施。 ・ 加盟団体会長会議を開催した。内容は下記のとおり：スポーツ界におけるインテグリティについて、ガバナンスの構築について、当連盟顧問弁護士による講演 ・ 役員に対しては理事会での実施（資料配布） ・ JSCのインテグリティ研修を役員および加盟団体の理事長向けに実施した。 ・ 理事会開催時にコンプライアンス研修を実施している。 ・ 委員長会議でのガバナンス、コンプライアンス等インテグリティ講義、常務理事会にて情報共有並びに関連資料の役・職員への配布、2019年事業計画においてこれまでの選手・審判・指導者・トレーナーに加え役職員に対するインテグリティ研修を計画、毎月の常務理事会において会長からインテグリティ確立に手を抜かぬよう指示 ・ 理事会等で顧問弁護士（副会長）により行っている。 ・ 新規理事の研修会で行っています。	・ 役員、職員に対するコンプライアンス教育の実施 ・ 弁護士によるレクチャー及び想定事例に関するグループ討論 ・ 倫理規程等の内容の周知・広報 ・ 理事会、総会前にコンプライアンスに関する勉強会を実施 ・ 研修会を実施。 ・ 理事会、フォーラムなどで研修会を実施 ・ 理事会において、ガバナンス、インテグリティ、サスティナビリティの研修をおこなった。 ・ 理事会においてコンプライアンス研修を実施し、理事・職員に倫理・コンプライアンス意識を植え付けるようにしている。 ・ 外部講師による研修 ・ スポンサー企業のコンプライアンス教育啓発活動と連携し、セミナー受講、資料の配付など行っている。 ・ 理事会時に研修会（年1回） ・ 適宜、外部有識者による研修を実施(直近は、2017年) ・ 理事会等に於いてパンフレットの配布、研修を実施 ・ 大会開催時の監督会議時。理事会時。総会時。セカンドに対するテクニカルミーティング時。強化合宿時における講習会時。 ・ 研修会の実施 ・ コンサルティング会社による説明（講習） ・ 理事会・役員会等で研修・講習会を実施

・ 理事会終了後、公益法人を理解するための研修会を開催した。 ・ 理事コンプライアンス研修、事務局職員コンプライアンス研修 ・ 都道府県代表者会議（国民体育大会開催時） ・ スポーツ庁委託事業によりJSAAから弁護士を派遣してもらい役員を対象に研修を行った。 ・ 理事会、加盟団体ブロック会議などに講師を派遣し講習を実施した。 ・ 職員研修会　等 ・ ハラスメント（主にセクハラ・パワハラ）に関する勉強会の実施、チェックシートの作成と配布 ・ 役員会議・選手合宿・会員研修会（指導者・審判）で教育講習会を計画、加盟団体へ文書による啓発	

4-⑵ 監督、コーチ、その他競技スタッフに対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		60	65	100.0	100.0
1	実施している。	35	35	58.3	53.8
2	実施準備を現在行っている。	13	5	21.7	7.7
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	10	24	16.7	36.9
4	実施する予定はない。	2	1	3.3	1.5

①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ 平成30年度から、協会主催の各「地区連絡会議」において、JSC並びにJSAAの講師によるインテグリティに関する講義を行っており、加盟団体の監督・コーチ等も受講している。 ・ 毎年、強化選手等に研修会時に行っている。 ・ 座学での講義、eラーニング ・ 毎年、選手強化部会で、啓蒙教育を行っている ・ 合宿時に実施 ・ 指導者研修会時に事例啓発活動を実施している ・ 指導者対象の研修会にて説明し、認識を共有化している。 ・ 選手・コーチ全員を集めた会議にて実施している。 ・ 顧問弁護士からの定期的教育・指導 ・ 外部講師及び法務委員会による研修 ・ 大会期間中の夜の時間等を設けて行っている ・ 指導者講習会、研修会において講義及び資料配付。大会における監督会議等において講話及び資料配付。 ・ JOCによるインテグリティ講習会の実施。過去には湾岸署に依頼し、反社会的勢力への対策の講習会を行ったこともある。 ・ 社会問題となった「不祥事の再発防止」という視点ではなく、「暴力・ハラスメントが発生しえな	・ 強化合宿の際 ・ 代表選手の合宿にて、選手と合同で随時コンプライアンス研修を実施している。 ・ 強化競技者研修会で、ドーピング防止、ハラスメント、反社等の教育をしている。 ・ 全体会議の機会に外部講師を招聘し講話にて啓蒙活動を行っている。 ・ 強化部および競技運営部において部長、委員長を中心に競技会、遠征・合宿時に実施している。 ・ 合宿、研修会で実施している。 ・ 代表強化合宿などに当連盟役員が出向き、参加選手・スタッフを対象に講習を実施 ・ JOC、日体協等が主催する研修への参加 ・ 各種目強化合宿中 ・ ｛ナショナルチーム選手、コーチ、スタッフ｝：「ナショナルチーム選手とスタッフ行動規範」の順守の徹底、改正倫理規定、腐敗防止規則の内容の周知、法令順守対話（強化本部実施）の充実化、選手、コーチを対象とした情報発信ツールを活用した注意喚起（選手に忍び寄る選手生活リスクに対する情報提供を含む）、外務省作成の中堅・中小企業向け安全対策マニュアル（ゴルゴ13×外務省）の配布 ・ ｛公認指導者、S級エリートコーチ｝：カンファレ

いよう風土を醸成する」という視点から、「スポーツマンシップとは何か、フェアプレイとは何かを皆で考える」機会設けるため、協会加盟団体との認識共有化の打ち合わせを持った。 ・ 日本代表選手の合宿や研修会を利用しての研修 ・ Q4-1同様に行っております。 ・ 代表チームに対して資料配布、説明会実施 ・ 代表(アンダカテゴリー含む)の合宿時研修、指導者のライセンス取得時やブラッシュアップ研修時 ・ JOCインテグリティ教育プログラムの受講 ・ 各競技本部会議や専門委員会及び研修会で啓蒙。 ・ 研修会 ・ 強化合宿（一般・ジュニア）の際に、コーチも招集されることから、選手と一緒にコンプライアンス研修を実施している。 ・ 「ナショナルチーム選手、コーチ、スタッフ」:「ナショナルチーム選手とスタッフ行動規範」の遵守の徹底・改正倫理規定、腐敗防止規則の内容の周知、法令順守対話（強化本部実施）の充実化、選手・コーチを対象とした情報発信ツールを活用した注意喚起（選手に忍び寄る選手生活リスクに対する情報発信を含む）、外務省作成の中堅・中小企業向け安全対策マニュアル（ゴルゴ13×外務省）の配布 ・ 「公認指導者、S級エリートコーチ」: コンプライアンス室所管の通報・相談窓口の他にナショナル選手相談デスクを開設し、選手に近い相談員による対応（ホームページ上）、カンファレンスを含む各種研修会において法令順守、フェアプレイに係る講習を内容更新の上、継続実施、暴力行為等に係る各種機関決定の周知活動 ・ 選手、特に国際大会に出場する選手に対し忍び寄る選手生活リスクに対する情報提供（公式ホームページにインテグリティ関連情報ページ開設を通じて） ・ 選手強化合宿招集時及び指導者研修時に協会内弁護士による研修実施 ・ 全国事務局長会議、普及指導員養成講習会、広報誌等 ・ ナショナルチームのコーチ、選手の研修会のカリキュラムの中にコンプライアンスが入っている。 ・ 日本協会主催合宿や国際大会出発前など強化本部長などの役員から監督・コーチ・選手に対してコンプライアンスの啓発を口頭で行っている。 ・ 啓発冊子（マナーブック）制作、ウェブサイト掲載 ・ インテグリティ講習会（国民体育大会開催時） ・ 審判講習、指導者講習の際に合わせて実施。 ・ 強化会議、加盟団体ブロック会議などに講師を派遣し講習を実施した。 ・ 各種指導者対象の講習会等において実施 ・ 代表選手・ナショナルチーム等の合宿においてス	ンスを含む各種研修会において法令順守、フェアプレイに係る講習を内容を更新の上、継続実施、暴力行為等に係る各種機関決定の周知活動、選手、特に国際大会に出場する選手に対しての忍び寄る選手生活リスクに対する情報提供（公式ホームページにコンプライアンス関連情報ページ開設を通じて） ・ 研修会、講習会における教育。大会監督会議における教育。 ・ 弁護士によるレクチャー及び想定事例に関するグループ討論 ・ 指導者研修会等における周知・解説 ・ 各競技本部会議や専門委員会及び研修会で啓蒙。 ・ 全日本ナショナルチームメンバー強化合宿等において実施 ・ １．代表合宿で講習を実施、２．日本協会主催大会（一部）の監督主将会議で講習を実施 ・ 合宿、研修会、シンポジウム等で実施 ・ 強化本部行動規範をもとに合宿時にミーティングを行っている。 ・ 強化コーチ研修会を１日設定して実施している。 ・ 毎年、強化合宿（選手だけでなく、コーチや監督も参加している。ジュニアを含む）において、コンプライアンス研修を実施し、ロールプレイ等を通じて、コーチ等に倫理・コンプライアンス意識を植え付けるようにしている。 ・ 研修・合宿等を活用した教育の実施 ・ 指導者研修会での報告、教本への掲載など ・ 研修会や強化合宿時に実施している ・ 各加盟団体レベルで実施 ・ コンプライアンス研修、ソーシャルメディア研修 ・ 強化合宿等でセミナーを行っている。 ・ 外部有識者により、合宿等で実施(直近は、2018年2月) ・ 大会強化の合宿、審判・指導員、研修会等に於いて、パンフレットの配布、研修、、旗の掲揚等を実施 ・ 大会開催時の監督会議時。審判ミーティング。セカンドに対するテクニカルミーティング。強化合宿時の講習会 ・ 講習会、研修会の指導者養成事業でカリキュラムに入れてある ・ 研修会の実施 ・ 強化合宿を利用し、「行動規範」に基づく指導教育講習。選手間同志のグループ・ミーティングの実施、など ・ 大会時監督会議、講習会、研修会 ・ 研修会・講習会における説明 ・ 本連盟の指導者講習会及び強化合宿においてスタッフに対する研修会

タッフに対して啓発講習会を実施。各部会において研修実施。 ・ コーチングシンポジウム等にて	

4-⑶ 選手に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。
（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		60	65	100.0	100.0
1	実施している。	39	37	65.0	56.9
2	実施準備を現在行っている。	9	4	15.0	6.2
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	10	22	16.7	33.8
4	実施する予定はない。	2	2	3.3	3.1

①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ 平成30年度から、協会主催の各「地区連絡会議」において、JSC並びにJSAAの講師によるインテグリティに関する講義を行っており、加盟団体の選手も受講している。 ・ 毎年、強化選手等に研修会時に行っている。 ・ 座学での講義 ・ 毎年、日本選手権、強化合宿で啓蒙教育を行っている ・ 合宿時に実施 ・ 主要な大会時に全体研修(講義形式)を行っているスポーツ・インテグリティの一環として。 ・ 下部組織である都道府県協会に倫理規程、処分規程を配付し、合わせてホームページ上に掲載、情報を発信している。 ・ 選手・コーチ全員を集めた会議で実施している。 ・ 合宿時における定期的教育・指導 ・ 行動規範の周知と研修 ・ ドーピング、SNS等の発言について(日本代表選手言葉のガイドライン) 大会中に時間を設けて行っている ・ 大会における監督会議、審判会議（一部選手も参加）において、講話及び資料配付。 ・ 前項と同様。 ・ 競技活動に関わる全ての人たちによる双方向のコミュニケーションによって、「競技活動を通じてスポーツマンシップを身に付け、競技の場においてフェアプレイを実践する」ためにどうすればいいのかという「回答」を探すため、地域、競技団体、チームによって競技活動実態が異なり、抱えている問題、課題も違っていると思われることから、各地域・競技団体と連携してシンポジウム（ワークショップ含む）を開催している。シンポジウムでは、「競技活動を通じてスポーツマンシップを身に付け、競技の場においてフェアプレイを実践するためにどうすればいいのか」という課題解決のためのヒントとなるメッセージを提供	・ 強化合宿の際 ・ 代表選手の合宿中、コンプライアンス研修を随時実施している。 ・ Ｑ４−２と同様 ・ 全体会議の機会を活用し外部講師を招聘し講話を行い啓蒙活動を行う。 ・ 加盟団体、チームに対して所属下の一般選手への啓発を促すの文書等を配付している。連盟下の競技会においては講和等の啓発活動を取り入れている。 ・ 人材開発部で新人選手への教育活動として実施 ・ 合宿、研修会で実施している。 ・ 代表強化合宿などに当連盟役員が出向き、参加選手・スタッフを対象に講習を実施 ・ 強化合宿で競技者行動規範を説明している。 ・ JOC、日体協等の主催する研修への参加 ・ 各種目強化合宿中 ・ プロフェッショナル登録申請者に対して事前Eラーニング受講を義務化。新規向けプロフェッショナル登録選手に教育研修会受講の実施。プロフェッショナル登録の更新手続きにEラーニング研修を義務化 ・ 大会における監督会議、選手会議における教育 ・ 弁護士によるレクチャー及び想定事例に関するグループ討論 ・ 大会プログラム等へのルールの掲載、加盟団体を通じた周知・広報 ・ 大会説明会等で啓蒙。また外部講習会等に参加し知識の取得に努めている。 ・ 全日本ナショナルチームメンバー強化合宿等において実施 ・ 代表合宿で講習を実施 ・ 合宿、研修会、シンポジウム内で実施 ・ 日本代表クラスの登録選手は、倫理研修の受講を必須とした。 ・ 強化本部行動規範をもとに合宿時にミーティング

し、その後に参加者間での意見交換（ワークショップ）を開催した. ・ 日本代表選手の合宿や講習会を利用しての教育 ・ 選手（都道府県加盟団体会員）に対し公認資格認定制度冊子の配布を行い啓発活動を行っている。 ・ 資料配布、説明会実施 ・ 代表(アンダーカテゴリー含む)の合宿時研修 ・ 合宿時にインテグリティに関する教育を実施 ・ 大会説明会等で啓蒙。また外部講習会等に参加し、知識の取得に努めている。 ・ 研修会 ・ 強化合宿（一般・シニア）の際に、コンプライアンス研修を実施している。 ・ プロフェッショナル登録申請者に対して事前eラーニング受講の義務化・新規向けプロフェッショナル登録選手に教育研修会受講の実施・プロフェッショナル登録の交信手続きにeラーニング研修を義務化 ・ 選手強化合宿時協会内弁護士による研修を実施 ・ 広報誌等 ・ ナショナルチームのコーチ、選手の研修会のカリキュラムの中にコンプライアンスについてが入っている。 ・ ドーピング違反、未成年飲酒禁止、倫理規定に書いてある内容など ・ 4-（2）のとおり ・ 強化合宿などでの研修会実施 ・ インテグリティ講習会（国民体育大会開催時） ・ 近時のスポーツ選手に求められる意識行動等について、研修を行っている。 ・ 代表選手に対しては実施。その他の選手に対しては指導者研修等により間接的に実施。 ・ 強化合宿などに講師を派遣し講習を実施した。 ・ 学生対象の講習会、研修会等で実施 ・ NT選手合宿時に講習を実施しました。 ・ 強化合宿時に実施しています。 ・ 強化合宿等のミーティングに組み入れ実施。大会参加者にあいさつの中で注意喚起。ニュース等を活用して対策を喚起。文書による指導。 ・ コーチングシンポジウム、および理事会・強化担当者会議を通じてコーチ・スタッフから	を行っている。 ・ 全日本合宿において強化選手に対する講義を実施 ・ 毎年、強化合宿（ジュニアを含む）や日本ジュニア選手権において、コンプライアンス研修を実施し、倫理・コンプライアンス意識を植え付けるようにしている。 ・ 合宿等を活用した教育の実施 ・ 外部講師による研修 ・ 研修会や強化合宿時に実施している ・ 各加盟団体レベルで実施 ・ コンプライアンス研修、ソーシャルメディア研修 ・ 強化合宿等でセミナーを行っている。 ・ 外部有識者により、研修実施(直近は、2018年2月) ・ ４（２）と同じ ・ 合宿時の講習会時。総会時の講習会 ・ 主に日本代表選手にはドーピングの研修とともに行動規範等の啓蒙活動を実施 ・ 春季合宿、冬季合宿などの中で各種講習を実施している。 ・ 前回答通り。 ・ 合宿時、研修会 ・ 強化合宿メニューに講習会を入れて実施している。

5 倫理・コンプライアンス違反発生後の処理

倫理・コンプライアンス違反発生後の対応について取り組んでいること（対応マニュアルの策定等）があれば、具体的にお書きください。

H30	H29
・ 通報窓口開設時に運用試験を実施しており、緊急時の対応手順はドキュメント化も含めて確認済み。 ・ 対応マニュアルの策定 ・ 防止に向けたリーフレットの作成・配布および本	・ 即時、倫理委員会を開催している。 ・ 倫理規範を策定し、違反があった場合は懲罰規程に基づき、対象者へ懲罰を科す。 ・ 倫理規程の細則の策定を検討中 ・ 危機管理マニュアルなどを作成予定

会ホームページ掲載 ・ 啓蒙教育の観点から、本年３月に行動規程を整備し、関連の競技者規程等の見直しも行っている ・ スポーツ・インティグリティの高揚を期して啓発のための冊子を発行した。 ・ 現在のところ特に無い。 ・ 迅速且つ透明性のある対応 ・ 現時点では、特に対応マニュアルは策定していないが、理事会に諮り対応していく。今後はマニュアルの策定も考えている。 ・ あまりにもケースバイケースなので、特になし ・ 対応マニュアルはないが、倫理委員会で処理できない重大案件については法務委員会で担当し、答申を上げている。 ・ 倫理委員会の中で対応マニュアルを具体的に検討をしている ・ 倫理委員会にて、「危機管理マニュアル（試案）」作成 ・ 現在、倫理啓発資料(ハンドブック)を製作中。また、加盟県連に対し倫理規程の整備と役員選出手順の透明化を規定化するよう依頼している。 ・ 速やかにコンプライアンス・倫理委員会を開催し理事会で処分決定 ・ 違反発生後、倫理懲罰規程に基づき、倫理委員会の設置し、調査を行い、違反行為があったと見とれられた場合は、認められた事実関係を付した処分案を作成し、理事会に報告し、理事会が処分を決定する。またその処分内容について被処分者に通告し、不服申し立てがあれば、第三者が参加する最低委員会を設置し再審査を行なう。一方、日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁申し立てがなされた場合、当該申し立ては日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則によって解決されるものとする。 ・ 研修内容への取り込み ・ 委員会開催⇒聴聞(事実認定)⇒委員会で答申作成⇒報告までのプロセスのスピードアップを図ること ・ 「ハラスメント」防止ガイドブック」の作成 ・ 事案の情報をホームページ等に掲載し、関係者に周知・啓蒙することで再発防止に努めている。 ・ 「役員・職員倫理規定」「指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程」により対応 ・ コンプライアンス委員会で取り上げた事案については、調査報告書を作成し、理事会に提出し、情報を共有して、再発防止に努めている。 ・ 本協会に係わる法令、本協会規程違反行為（ドーピングを含む）対応にあたり、コンプライアンス室通報・相談窓口機能に関する基本方針に基づき〇通報・相談窓口は守秘義務の下、通報者、相談者、被通報者の秘密を守る〇通報者、相談者、被	・ 通報相談処理規程に沿った、迅速な対応、公平性・透明性のある対応 ・ 作業中の「紀律規程」で運用する ・ なし ・ 内部通報規程の制定と通報窓口の設置 ・ 危機管理規程を策定準備中 ・ 本協会は、コンプライアンス上の問題を的確に把握し、管理・処理することをコンプライアンス委員会要綱に定めており、違反事案の分析、及び違反再発防止策の策定を行うこととしている。 ・ 違反発生の対応については、今後、顧問弁護士と相談のうえマニュアルの作成に取り組みたいと考えている。 ・ 職員に対するコンプライアンス研修を実施 ・ 本協会倫理規定第７条は倫理規定違反行為への対応を以下の通り規定： － この規定第2条のものがこの規定に反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、コンプライアンス室は調査を行い、この規定に違反する行為が認められる場合は会長に報告を行う － ２ 違反行為に対しこの協会としての処分が必要と判断された場合、会長は常務理事会決議を経て倫理委員会に対し事実調査に基づく処分審査を諮る － ３ 会長は倫理委員会の意見を聴取し、別に定める処分手続に関する規定に基づく必要な処分を決定することができる － 上記に依り処分手続（処分手続規定第13条）に移る － 処分手続第15条は、処分に対する不服申立を規定　本協会登録者は処分決定に不服の場合、当該登録者はスポーツ仲裁機構に会長の行った処分決定の取消を求めて仲裁申立を行うことができる ・ 危機管理対策について弁護士によるレクチャーを実施。他団体で生じた事例を基に、当法人内でいかなる対応をすべきか議論。今後マニュアル策定を準備している。 ・ 有識の委員が所属する所管委員会における速やかな調査及び対応 ・ ホームページ等で情報を関係者に発信することで啓蒙し、今後の発生防止に努めている。 ・ 主催大会における違反に対する処分規程内に記載 ・ 弁護士等に相談することになっている ・ リスク管理規程の制定 ・ 規程類、処分基準の策定に止まる。 ・ 現時点では特にありません。 ・ 特になし。しかしながら他団体と共有できるマニュアルなどがあればうれしい。 ・ 倫理に関する諸規定等の概要について、倫理委員会規定、暴力行為等相談窓口の設置規定、処分に

通報者との面談時は必ずコンプライアンス室２名で対応○中立的な立場を貫く・従来の相談窓口名称を平成３０年７月通報・相談窓口に変更・本年度処分手続き規程に基づいた倫理規程違反に関して倫理委員会に付託された案件は無し ・ 調査として倫理委員会の開催をして対応している。 ・ 処分規程がある ・ ①倫理委員会の開催（方針の決定）②倫理委員会の調査（本人を含む聞き取り）③常務理事会への報告④理事会への報告 ・ 処分規定に基づく対応 ・ （臨時）委員会の速やかな開催委員会内に外部有識者も含めた調査部会の設置 ・ 規定等は特にございませんが、常日頃より顧問弁護士の先生とコミュニケーションを取っております。有事の際にも、ご相談しつつ対応する予定です。 ・ 役員間で共有できるよう簡単なマニュアルを作成し、周知・徹底を図る予定にしている。 ・ 個別案件のため、必要に応じて該当者への、その後の支援。 ・ 役員職員の場合、倫理委員会にかけて処分の要否を問う選手審判の場合はフェアプレー委員会で処分の要否を問う ・ 告発、クレームに対して、直接チーム等が所属する都道府県支部に対して、事案の調査の徹底と真摯に対応するよう啓発している。 ・ 懲戒委員会の設置　事案の調査、事実確認 ・ 倫理委員を兼ねる理事会にて、調査、弔問、審議、判断、処分等を実施している。 ・ 通報の対応手順書・運用規定に従い行っている。 ・ 24時間以内の対応	関する細則、に基づいて取り組んでいる ・ 現時点においては取り組んでいません。今後検討する。 ・ 事案等の調査、懲戒委員会の開催、処分、再発防止対策 ・ 倫理・コンプライアンス違反発生後において通報がなされた場合、コンプライアンス委員会に事案が付され、当事者に対してヒアリング等の調査がなされることとなる。調査終了後においては、調査報告をまとめ、理事会の判断を仰ぐこととなる。なお、現時点では対応マニュアルなどはなく、策定を検討中である。 ・ 当協会は体罰・暴力の案件が中心のため、注意喚起や教育の強化を中心に対応している ・ 規程類で想定していない事案が発生した場合には、規程類の改定作業を行う。現在は、倫理委員会と法務委員会が違反対応についての役割分担を決めて対応することとしている。 ・ 指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程に、申立からその後の対応・手順（申立処理委員会の開催、決定事項の通知、不服申立の場合等）について定められている。 ・ 対応マニュアル策定の必要性を感じていますが、まだ取り組んでおりません。 ・ 特にありません。 ・ 特になし ・ コンサルタントと顧問契約を行い、常に指導を頂いている。 ・ 倫理に関するガイドラインに沿って対応する。 ・ 相談窓口について、現在外部弁護士と調整中であり、新年度から開設の予定。また、対応マニュアル等についても作成を検討中 ・ 発生ありません ・ 事例ごとに対応している。 ・ 日本スポーツ仲裁機構への不服申し立てができる等規定にいれてある ・ 顧問弁護士に相談、助言をもとに対応する。処分基準ガイドラインを定めている。 ・ 顧問弁護士にこれまでの事例など相談している ・ 倫理規定にて一部規定化。不足なため、対応マニュアルの策定を準備中。 ・ マニュアル等は設けていない ・ 本協会では、倫理委員会規程、競技者規程、コンプライアンスマニュアルがあるので違反が発生時は規程どおり対応する。 ・ 対応手順書を作成している。

＜JPSA加盟等団体回答＞

1-⑴ 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		31	42	100.0	100.0
1	規程は整備済みである。	21	27	67.7	64.3
2	規程は整備済みであり、改定の作業を現在行っている。	3	7	9.7	16.7
3	規程は未整備であり、今後作成する予定である。	4	6	12.9	14.3
4	規程は未整備である。	3	2	9.7	4.8

④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

H30	H29
・ 当団体は登録会員総数300名程度の極小規模団体であり、生涯スポーツの普及事業の実務推進だけで精一杯であり、とても倫理・コンプライアンス規定の文書化までに手が回らない。我々のような小規模団体に適した規定の実例などを紹介していただきたい。 ・ 現在、コンプライアンス委員会を立ち上げ中、委員の委託も済み、作業を進めておりますが、６月の総会において承認されます。 ・ 現在、規程の見直しを図っており、改訂の作業をおこなっているところである。	・ 定款はありますが、最低限の事が書いてあります。罰則や細かい事は、決まっていません。 ・ 組織や活動の規模が小さく、まだその域に達していないため

1-⑵ 現行の倫理・コンプライアンスに関する規程はどのようなものですか。以下の中に該当すると考えられる規程を回答してください。（複数回答可）

＊1-⑴で①又は②と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		24	34	100.0	100.0
1	倫理規程	21	29	87.5	85.3
2	倫理委員会規程	6	12	25.0	35.3
3	行動規範	18	26	75.0	76.5
4	選手派遣規程	7	19	29.2	55.9
5	相談窓口規程	8	10	33.3	29.4
6	処分規程	17	18	70.8	52.9
7	その他	2	8	8.3	23.5

⑦を選択の場合、具体的な規程名を記載しその内容を説明願います。

H30	H29
・ コンプライアンス規程、代表選手および強化指定選手行動規範 ・ 選手選考規定、強化指定選手選考規定、次世代アスリート選考規定	・ 行動規範は作成中・選手団派遣規定として作成中です。 ・ アンチ・ドーピング規程、個人情報保護規定 ・ 相談窓口は、JPCの相談窓口を使わせて頂く。 ・ コンプライアンス規程、アンチ・ドーピング規程、代表選手および強化指定選手行動規範 ・ 倫理に関するガイドラインについて ・ 海外派遣緊急マニュアル規程(強化合宿も含む) ・ 強化指定選手スタッフ誓約書 ・ アンチ・ドーピング規程

1-⑶ 倫理・コンプライアンスに関する規程で以下の事項については規定していますか。（複数回答可）

*1-⑴で①又は②と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		24	35	100.0	100.0
1	ドーピングの禁止	22	33	91.7	94.3
2	違法薬物の禁止（大麻等違法薬物）	18	28	75.0	80.0
3	違法賭博の禁止（違法カジノ等）	12	22	50.0	62.9
4	反社会的勢力との関わり禁止	23	32	95.8	91.4
5	ハラスメントの禁止（暴力、セクハラ等）	23	34	95.8	97.1
6	差別の禁止（人種差別等）	18	21	75.0	60.0
7	試合結果の不正操作の禁止	10	11	41.7	31.4
8	適正な経理処理	17	29	70.8	82.9
9	私的な利益追求の禁止（横領、背任等）	17	24	70.8	68.6
10	関係法令の遵守	19	30	79.2	85.7
11	規程違反があった場合の罰則	20	24	83.3	68.6
12	その他	0	3	0.0	8.6

⑫を選択の場合、具体的な規程名を記載しその内容を説明願います。

H30	H29
	・ 上記のチェック事項は、役員がJPCの研修を受け、その内容を理事会や代表チーム合宿で、資料等を配布し周知徹底している。 ・ 強化スタッフ強化選手に関しては、別紙誓約書によって定めている ・ 禁煙指導

1-⑷ 倫理・コンプライアンスに関する規程をホームページで公表していますか。

*1-⑴で①又は②と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		24	35	100.0	100.0
1	全て公表している。	10	8	41.7	22.9
2	一部を公表している。	4	8	16.7	22.9
3	公表していない。	10	19	41.7	54.3

2-⑴ 倫理委員会（倫理・コンプライアンスに関する事項を取り扱う委員会。以下同じ）の設置

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		31	42	100.0	100.0
1	設置済みである。	15	17	48.4	40.5
2	設置準備を現在行っている。	7	10	22.6	23.8
3	今後行う予定・検討中である。	8	15	25.8	35.7
4	設置する予定はない。	1	0	3.2	0.0

④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

H30	H29
・ 前項の質問への回答と同じになるが、委員会を設置するだけの人材がいない。外部委員を呼ぶ資金もない。何か事案が発生すれば、役員の常識の範囲での判断で処理しているのが実態である。	

2-⑵ 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えることを規程に明記していますか。

＊2-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		15	17	100.0	100.0
1	規程に関連の条項がある。	3	4	20.0	23.5
2	規程に関連の条項はない。	10	12	66.7	70.6
3	わからない。	2	1	13.3	5.9

2-⑶ 倫理委員会のメンバーに外部有識者（弁護士等）を加えていますか。

＊2-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		15	17	100.0	100.0
1	加えている。	9	8	60.0	47.1
2	加えていない。	6	9	40.0	52.9

2-⑷ 倫理委員会の所掌事項（職務の内容等）はどのようなものですか。（複数回答可）

＊2-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		15	17	100.0	100.0
1	倫理・コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃	13	13	86.7	76.5
2	懲戒手続き（調査、聴聞等）の実施	10	11	66.7	64.7
3	懲戒の可否及び内容の決定又は勧告	7	9	46.7	52.9
4	その他	1	4	6.7	23.5

④を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ 意識啓発活動	・ コンプライアンス推進、コンプライアンス推進のための委員会の開催。コンプライアンス違反等の相談窓口、内部通報窓口の設置。コンプライアンス・ガバナンス強化のための方策策定、教育研修の実施。処分手続きの規程策定及び処分に関する委員会の設置。 ・ 未定 ・ コンプライアンス違反相談窓口対応 ・ 倫理・社会規範意識の啓発活動に関すること

3-⑴ 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		31	42	100.0	100.0
1	設置済みである。	13	17	41.9	40.5
2	設置準備を行っている。	7	4	22.6	9.5
3	今後行う予定・検討中である。	9	19	29.0	45.2
4	設置する予定はない。	2	2	6.5	4.8

④を選択の場合、以下にその理由を記述し説明願います。

H30	H29
・ 現役員が相談窓口にならざるを得ないというのが実態である。 ・ 事務局で受け付けたうえで、委員会に回す	・ コンプライアンス規定もまだ決まっていないので、相談窓口も未設定です。 ・ JPCの相談窓口を協会内で紹介している

3-⑵ 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口へ寄せられた相談内容〔実績〕（複数回答可）

＊3-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		13	17	100.0	100.0
1	役・職員による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	2	4	15.4	23.5
2	監督・コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	2	5	15.4	29.4
3	選手による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	0	2	0.0	11.8
4	組織の不正	0	2	0.0	11.8
5	薬物の乱用	0	1	0.0	5.9
6	違法賭博	0	1	0.0	5.9
7	反社会的勢力との関わり	0	1	0.0	5.9
8	その他	9	13	69.2	76.5

⑧を選択の場合、以下に具体的な相談内容を記述願います。

H30	H29
・ 現在、相談案件なし ・ 相談は未だない ・ 平成28年11月26日の規程制定以降、相談の実績はありません。 ・ 現在、相談窓口に来られた方はいません。 ・ 相談実績はない。 ・ 選手に対して選手強化活動に関係ないAmway勧誘を行い、選手に迷惑をかけたという情報 ・ ホームページの相談窓口には今まで相談はないが、郵送で上記②（監督・コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等）についての相談があった。 ・ 現在のところなし ・ 現段階ではない	・ 当協会の加盟チームのスタッフより、加盟チーム監督とスタッフの軋轢に関する相談があった。 ・ 今のところありません ・ 現在、相談事案は発生していない ・ 選手の所属先のコーチのパワハラの疑いあり、相談があった ・ 無し ・ 相談窓口として上記の内容として相談することができるが、上記の内容はすべて選手誓約書に記載されているため書面にて規定を遵守させている ・ 無い ・ 相談をまだ受けていない。 ・ 現時点ではまだ相談窓口に寄せられていません。 ・ なし ・ なし ・ まだ相談はありません ・ 相談実績なし

3-⑶ 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の運営はどのようになっていますか。
＊3-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		13	17	100.0	100.0
1	団体内部で運営	7	10	53.8	58.8
2	法律事務所等の外部機関に委託して運営	1	2	7.7	11.8
3	団体内部で運営及び法律事務所等の外部機関に委託して運営の両方	4	3	30.8	17.6
4	その他	1	2	7.7	11.8

④を選択の場合、以下に具体的な運営方法を記述願います。

H30	H29
・ 外部団体	・ 協会内部に設置しているが、女性担当窓口を設置している ・ 上部団体に委託

3-⑷ 選手、監督、コーチ、その他競技スタッフに対し、相談窓口の存在をどのように周知していますか。（複数回答可）
＊3-⑴で①と回答した団体のみ。

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		13	17	100.0	100.0
1	研修・講習会	9	12	69.2	70.6
2	機関誌・メールニュース	1	0	7.7	0.0
3	ホームページ	9	4	69.2	23.5
4	大会における広報	1	2	7.7	11.8
5	その他	1	6	7.7	35.3

⑤を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ チーム総会等で周知徹底	・ 合宿・練習会 ・ 会員向け総会、選手会 ・ SNS ・ こちらからは周知していない ・ 年２回開催する全国代表者・正会員会議のほか、加盟団体への文書で周知 ・ ホームページによる周知を準備中

4-⑴ 役・職員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		31	42	100.0	100.0
1	実施している。	14	15	45.2	35.7
2	実施準備を現在行っている。	6	4	19.4	9.5
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	10	19	32.3	45.2
4	実施する予定はない。	1	4	3.2	9.5

①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ 理事会等で周知 ・ 役員向けに研修会を実施しました。 ・ 連盟内で研修会を開催している ・ 弁護士を招聘し、ガバナンス、コンプライアンスの研修会を役員、職員、監督に対し、2時間にわたり、行った。 ・ 協会代議員会等で啓発活動JPC主催のガバナンス研修会に出席 ・ 顧問弁護士によるコンプライアンスについての研修会を開催、またドーピングの防止のためにチームドクターからの講習会を行っている。 ・ 2月に1回ディスカッションとミーティングを実施 ・ 朝礼・ミーティング等で啓発 ・ 義務研修内で講義を行なっている。 ・ 合宿時に講習会を実施 ・ 合宿実施ごとに、毎回繰り返し強化を図っている。ドーピングに関してはチームドクターが追加項目や緩和項目が出たら必ずメールにて連絡。また、選手が病気にかかった場合は薬も含めて連絡窓口となって対応している。 ・ 今年度、弁護士を招いて役員研修を実施した。	・ JPCや上部団体の関係研修を全役員が受講するようしている。 ・ 弁護士による講義および討議形式での研修 ・ SNS掲出違反について、外部講師により、講習会を開催した。 ・ メールによる周知、常任理事会にて研修の実施 ・ 合宿時に顧問弁護士による講義など ・ コンプライアンスの冊子で研修 ・ スポーツ界で事案が発生した場合に本事案による研修、ハラスメント研修、コンプライアンス研修 ・ 強化合宿のミーティングの時に必ず伝えている ・ 強化指定選手スタッフおよび強化関係者に向けての研修会を　平成29年度より実施（年1回） ・ 定期的開催として定着はしていないが、H29年度は研修会を実施できた。 ・ 昨年、役員・選手と一緒に講師（弁護士）より研修会を行いました。ろう者は文章力が難しいので、分かりやすい説明（資料）をしました。 ・ 弁護士を招き、講習会を開催した。 ・ ホームページによる周知。強化合宿等による教育も検討中。 ・ 年度始めの教育

4-⑵ 監督、コーチ、その他競技スタッフに対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		31	42	100.0	100.0
1	実施している。	16	16	51.6	38.1
2	実施準備を現在行っている。	7	8	22.6	19.0
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	7	14	22.6	33.3
4	実施する予定はない。	1	4	3.2	9.5

①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ １、強化合宿等で研修を実施　２、関係者の外部研修への派遣 ・ 技術委員、スタッフ会議に於いて説明している。 ・ 役職員と一緒に研修会を開催している ・ 口頭で合宿時のミーティングで注意、喚起している。今後紙面にて、母体コーチ行動規範を配布予定です。 ・ コンプライアンス規程を送り、読んでもらっている ・ 顧問弁護士によるコンプライアンスに対する研修会を行っています。またドーピングについてはチームドクターによる講習会を行っています。 ・ 月2回の合宿時に講習・ミーティングを実施 ・ 強化合宿期間中における講義	・ JPCや関係団体の関連研修の受講をさせている。 ・ 弁護士による講義および討議形式での研修 ・ 合宿で、時間を設けと行っている。 ・ メールによる周知 ・ 強化合宿で実施している ・ 毎年4月に主要な強化スタッフを集めて開催する「強化推進拡大会議」において、教育啓発活動を行っている。 ・ 合宿時に選手と同じく、顧問弁護士の講義 ・ ベテランの選手から若い選手に教育指導を行っている、報道等でドーピング問題が上がった場合注意喚起を行い、我々がとるべき行動を再度教育するようにしている。 ・ コンプライアンスの冊子で研修

・ 強化合宿の際に講習時間を設けている ・ 指導員試験・研修会等で啓発 ・ 義務研修内で講義を行なっている。 ・ 合宿時に倫理規定を配布し実施 ・ 今年度2回、倫理・コンプライアンス研修を実施した。 ・ おりにふれ、言動への注意を呼びかけている。	・ Q4―1に同じ ・ 強化合宿のミーティング時には必ず意識啓発を行っている ・ 強化指定選手・スタッフ、役員等一同に会して年一回のコンプライアンス研修会を実施 ・ 強化指定選手・保護者を対象にドーピング研修会を毎年実施 ・ 毎年、選手・スタッフともに講師（弁護士）より分かりやすい説明（資料）をしました。 ・ 弁護士を招き、講習会を開催した。 ・ 年度始めの教育

4-⑶ 選手に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動等を実施していますか。
（ドーピングの防止に関する教育啓発活動以外）

		回答数		%	
		H30	H29	H30	H29
全体		31	42	100.0	100.0
1	実施している。	17	17	54.8	40.5
2	実施準備を現在行っている。	6	9	19.4	21.4
3	実施していないが、今後実施することを検討している。	6	14	19.4	33.3
4	実施する予定はない。	2	2	6.5	4.8

①を選択の場合、以下に具体的な内容を記述願います。

H30	H29
・ 強化合宿等で研修を実施 ・ 賭博や薬物使用、交通違反および事故、暴力団関係の方々と交流など行わない。以上の法令遵守するよう注意喚起 ・ 強化・育成選手説明会に於いて講師を招いて啓発している。 ・ 合宿の中で研修の時間を設けている ・ 強化指定選手決定の際、選手行動規範を配布し、合宿時に啓発している。 ・ 協会主催の研修会や合宿などで啓発活動を実施した ・ 顧問弁護士によるコンプライアンスについての研修会を開催し、またドーピングについてはチームドクターによる講習会を行っています ・ 月2回の国内合宿に講習会形式等より実施 ・ 合宿の際に、講義としてドーピングはもちろん、不正ゲームを行わない、SNS発信について等の教育啓発活動を行なっています。 ・ 強化合宿中における講義 ・ 強化合宿の際に講習時間を設けている ・ 会員規定、大会実施要項等で啓発 ・ 毎年使用薬物調査を実施するとともに、アンチ・ドーピング講習を実施 ・ 合宿を通してミーティングにて実施。毎回繰り返し強化を図っている ・ 今年度2回、コンプライアンス研修を実施した。 ・ おりにふれ、言動への注意を呼びかけている。	・ 毎回の合宿時にミーティング内で話をする形で行っています。 ・ 弁護士による講義および討議形式での研修 ・ 合宿で時間を設けて実施している。 ・ 「代表選手および強化指定選手行動規範」の書面にて教育啓発活動を行い、誓約書にて意識付けを図っている。 ・ 強化合宿で実施している ・ 毎年2月に行っている保護者を含む「強化育成選手説明会」において、教育啓発活動を行っている。 ・ 合宿時に顧問弁護士による講義 ・ グルーピング、ディスカッション方式で人間関係論など多様性を持った人間教育を行っている。 ・ コンプライアンス冊子で研修 ・ Q4―1に同じ ・ 強化合宿のミーティング時には必ず意識啓発を行っている ・ コンプライアンス研修会、アンチ・ドーピング、クラス分け、審判、行動規範など ・ 毎年、強化指定選手及びその選手の保護者・指導者を対象に、ドーピング研修会を実施しています。 ・ 選手に対しては、お互いに確認する。情報共有としてまめに連絡します。十分に話し合いをする事。 ・ 合宿時に座学として行い、誓約書を毎年書面にて提出していただいています。

	・ 強化合宿にて、選手に資料を渡し説明した。 ・ 年度始めの教育

5 倫理・コンプライアンス違反発生後の処理

倫理・コンプライアンス違反発生後の対応について取り組んでいること（対応マニュアルの策定等）があれば、具体的にお書きください。

H30	H29
・ 現在、該当なし ・ 違反発生後の対応についての決め事は現在ありません。今後マニュアル作成等の方策を検討します。 ・ 特にありません ・ コンプライアンス委員会で、調査し、調査結果を理事会に答申し、理事会は答申を受けその処理を決定する ・ なし ・ 倫理委員会にて弁護士による対応を取り組み、再発防止のために対策を取り組む。 ・ 整備を進めている。 ・ 当協会のスポーツでは、マナーやルール順守について伝統があり、ルールブック内にも倫理・コンプライアンスに関する記述がある。ルールブックの配布、教育、徹底は日常活動としてよく実施している。 ・ 現在、弁護士に相談しながら様々な規程を作成準備中である。 ・ ただいま委員会の設置準備中です。マニュアル作りの作業を進めています。この件に関しても6月の総会に於いて承認される予定です。 ・ 処分規程に準じ対応することと専門法律事務所に相談し対応することになっている。 ・ 各規程の不足部分において、整備を進めています。 ・ 今後マニュアル等を整備していく予定 ・ 内容を聞き取った後でブロック長、県会長などが直接調査指導 ・ 現在、特にございません。 ・ 理事会において、強化スタッフ会議も含めて協議。個別面談を必ず実施している。違反があれば懲罰委員会を設けて懲罰を付与。 ・ 現在、コンプライアンス委員会立上げ後の規定及びマニュアル整備を進めており、まだ具体案までは話が進んでおりません。 ・ 理事会・役員会で検討する。	・ 行政書士とともに、NFの規定や対応マニュアルを収集し、当協会に見合った対応マニュアルの策定を検討している。 ・ 発生後の対応については、特に取り決めはございません。 ・ 対応マニュアルは、まだありません。今後加盟団体とも相談しようと思います。 ・ 懲罰規定の中にいれた。 ・ 今まで、違反発生の事態はありませんが、今後発生時の具体的な連盟としての対応を定義づける規程やマニュアルを策定すべきと考えています。 ・ 現在、発生事案なし ・ 倫理に関するガイドラインに従って対応に取り組む。 ・ 年1回の合同合宿の際に、情報共有、全体アンケートなどを行い独自の競技環境改善の為の調査をおこなっている。 ・ 現在、危機管理委員会・懲罰委員会設置のための準備（規程の作成）をしている。今月末を目途に完成させ、新年度より担当の選任等を行う予定。 ・ 特にない。 ・ 懲罰規程に則って対応していく。弊協会ではまだ実施したことは無い。 ・ 3ブロック長（東日本・東海・西日本）と理事会共同で体制会議を開催し、課題や改善を協議する。発生可否に関係なく年に1回実施している。 ・ 上部組織および弁護士への相談等 ・ 現状は特にありません。 ・ 危機管理マニュアルの作成について、検討を始めたばかりで、具体的なことはまた未定。 ・ 本年度、選手及び家族からの申立事案が発生し、弁護士と相談し対応し、再発防止策を理事会で決議した。但し、この経験をマニュアル等にして発生後の対応方法について明文化までは至っていない。 ・ 弁護士に相談し、理事会にて討議致します。 ・ 現在はございません。